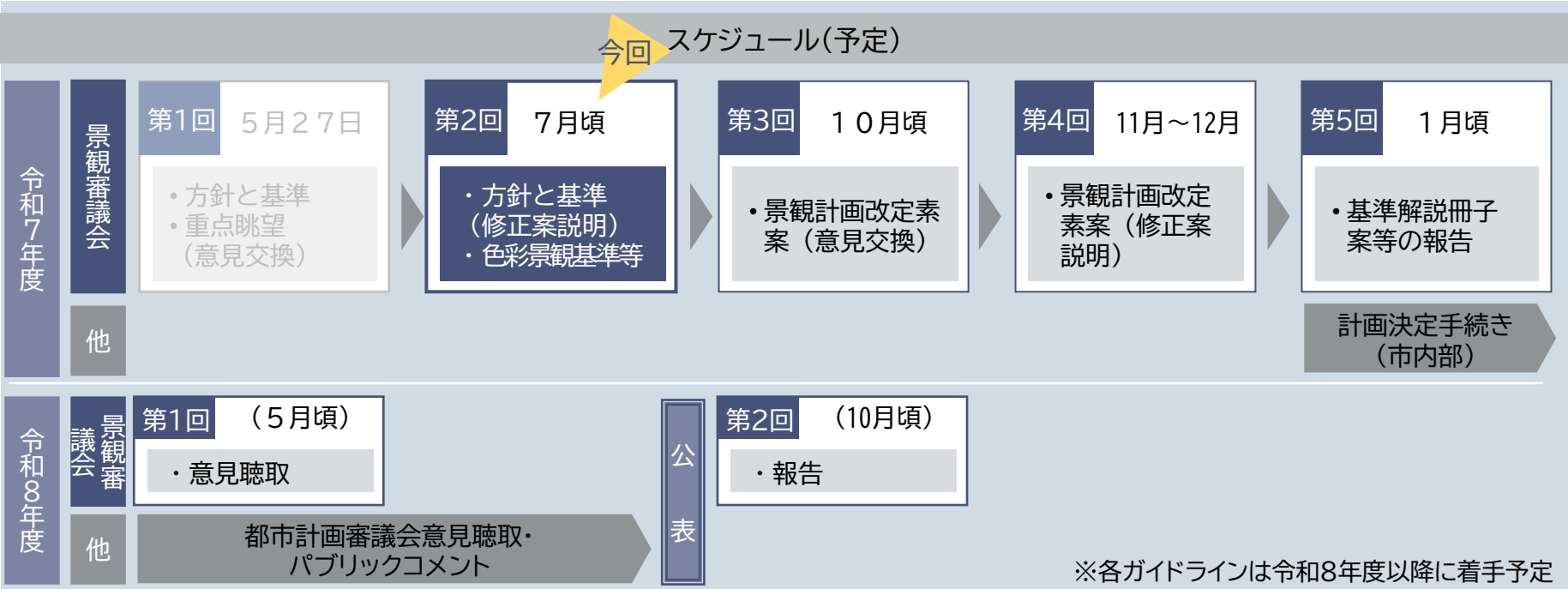


札幌市景観計画の改定について

議事資料の構成

- 1 振り返り(令和7年度第1回審議会での委員意見)
- 2 本日の議題
- 3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について
- 4 色彩景観基準等について



1 振り返り(審議会での委員意見)

- 令和7年度第1回審議会では、方針・基準、重点眺望等についてご説明し、ご意見をいただいた。

分類	ご意見	回答・対応の方向性
方針	街並みの「道路・公園緑地等」をまとめるのは、あまり賛成しない。それぞれ方針としてかかげることや基準も異なるのではないかと感じる。現計画の「水とみどり」よりだいぶ後退した印象。	道路と公園緑地等について別の方針に修正します。
方針	本計画でこだわる部分、核とする部分を大事にしたほうが良い。 現在の内容では川に関する部分が抜けているのではないかと感じる。川はまちを区切っており、土地の状況を捉える上で手掛かりになるものであると考える。	ご意見を参考に検討を進めてまいります。
方針	方針の「市街地の外」の記載に、「優良な農地」とあるがどのような農地を指しているのか。	第2次札幌市都市計画マスタープランの基本方針の表現を準用した現計画の記載をそのまま採用していましたが、誤解が生じる可能性がある表現であることから、表現を修正します。
方針	3-13で一部主語が落とされている理由は何があるのか。	例えば「住宅地等では～地域住民が関わりながら～」について、「住宅地ではない場所についてはどうか」「地域住民は必ず関わらないとならないのか」という疑問を生じさせる可能性があることから、「誰が」という部分については削除しました。方針そのものではなく、計画本書の中で説明を追加することを検討してまいります。
方針	3-13の3つ目の方針「使用されていない建築物～」の方針はどのような意図で記載しているのか。	重点区域では除却を届出対象とし、この届出を通じて、除却などにより生じた空地などが周囲の街並みなどが悪化しないように配慮を求めていると考えており、方針として設けました。
方針・基準	方針と基準の関係性、場所ごとの基準、それぞれについてはわかりやすくなったが、両方を俯瞰できるような仕立てになるとより良い。	一覧でも整理いたします。
基準	方針において、「多様な生態系に配慮した景観形成」という文言が具体的にどのようなことを指しているのか分かりにくくないだろうか。「造成等」の基準で、地形に配慮することは分かるが、生物多様性にどう配慮して欲しいかが分からない。	生物多様性ビジョンにおける目標を踏まえ、昔からのみどりは可能な限り残すなど、既存の植生や生態系の保全に配慮しながら、市街地では緑化を進める等としますが、生物多様性への影響を考慮しながら促して行きたいと考えています。方針自体は短い表現としますが、その意図は計画本編に記載する方向で進めます。また、基準は修正します。
基準	適切な樹種を選定する→適切なみどりを選定する、で分かりにくくなった。	(3-19) 樹木だけでなく、草花も含める意図で「みどり」という表現としていました。「樹種や草花」とするなど、表現を工夫します。

1 振り返り(審議会での委員意見)

- 令和7年度第1回審議会では、方針・基準、重点眺望等についてご説明し、ご意見をいただいた。

ゾーン分類	ご 意 見	回答・対応の方向性
基準	プレイロットは、何を指すか？	(3-21) 幼児用の遊び場を指す用語であり、現計画の記載をそのまま採用した記載ですが、限定的な表現であることから、表現の変更について検討します。
基準	眺望2の囲み景にある、みどりのエッジとは何か？	(3-24) 樹木などがつくるみどりが連続して、空と山、山と山の境界線、谷筋を示す線となっている様子を指し、その緑の連続性に配慮して、建築物の配置などを求める基準としていました。わかりにくいというご指摘と考えますので、表現を検討いたします。
基準	建築物の配置についての基準を設けてはどうか	配置に関する基準を設けます。
基準	色彩に関して、「別添による」だけでなく、ある程度イメージが伝わるよう70色と近似色について表現を追加してはどうか。	色彩景観基準等について、第2回審議会（今回）にてご説明いたします。
ゾーン	ゾーン区分について生物多様性ビジョンなど他のビジョンや計画等との整合は図られているのか	ゾーン①と④は都市計画マスタープランの市街地区分により設定しており、ゾーン②と③の境界線については、生物多様性ビジョンなども参考にしつつ、山地・丘陵地のみどりからすこし市街地側の位置の道路を設定しました。設定に当たっては、当該道路から山地・丘陵地のみどりが確認できるかどうか判断材料としました。
ゾーン	都市部の緑被率を上げる取組が必要と考えており、それらの取組を進める場所として緑被率の低い場所を設定するなど、今回のゾーン設定の取組に含むことはできないか。	みどりの基本計画で定める緑化重点地区（都市計画マスタープラン（立地適正化計画）における集合型居住誘導区域とほぼ同じ区域）において、積極的なみどりの配置に努めることを、基準に設けます。併せて、緑視率をあげる樹種等の選定に関する基準を設けます。
ゾーン	ドーム周辺の部分が③から②になっている理由は	今回道路に沿って範囲設定をしており36号線でラインを設定したことから、②側になっています。南側の市街化調整区域はドームになります。

1 振り返り(審議会での委員意見)

- 令和7年度第1回審議会では、方針・基準、重点眺望等についてご説明し、ご意見をいただいた。

分類	ご意見	回答・対応の方向性
ゾーン	同じ市街地でも、集合型の居住を誘導していく場所など、課題解決の方向が異なる場所があることから、都市計画マスタープランの市街地区分に応じた考え方も、方針などに盛り込めるとよい。	指摘のとおり、市街地区分ごとに目指す姿が異なりますが、ゾーンとしては一般市街地とします。方針の中で、市街地区分ごとの取組の方向性を踏まえたうえで、基準に市街地区分を踏まえた景観形成を図ることを記載する方向とします。
ゾーン	札幌の景観像はゾーンごとに分かれているわけではないことから、付図を用いて目指すべき景観像を示しつつ、誘導にあたってはこの区分にします、とわかりやすく説明する必要がある	「札幌の景観の特徴」ごとに付図を設ける方向で今後検討いたします。
重点眺望	景観プレ・アドバイスは助言の制度であり、効果が限定的であるが、一定の高さ基準を設けたうえで、高さ制限の緩和要件にプレ・アドバイスの内容を遵守することを含めることなどを検討してはどうか。	ご意見を参考に検討を進めてまいります。
重点眺望	テレビ塔からの眺望と大通公園側からの見え方のバランスを考慮して、基準を検討していただきたい。	ご意見を参考に検討を進めてまいります。
本編	街並みの道路・公園緑地等はそれぞれ方針として掲げたほうがよいのではなどの意見については同様の感覚。一方で都市生活や都市のアクティビティーにも軸足を置いた視点で書かれているということであれば、方針について現在のまとめ方も十分理解できるところ。どのような視点に立脚しているのかしっかり伝えるように、景観本編の記載は進めてほしい。	ご意見を参考に検討を進めてまいります。
本編	項目等は整理されてきたと思うが、この基準は誘導のためのツールであることから、事業者にどのように使われるのか、どのタイミングで使われるのかを想定し、わかりやすくする必要がある。例示などもあるとよい。また、資料を整えることが目的の作業になってしまうことを危惧している。市民向けの普及なのか、事業者の誘導なのかなど目的により記載が変わることから、それらも整理するとよい。例えば一般的に読んでほしいといことと事業者を対象にした部分の章分けなど、骨格部分を整理したうえで詳細を詰めるとよい。	方針は事業者を含む広く市民の方に向けた内容であり、基準は事業者向けの内容であることがわかるよう、記載内容を検討してまいります。計画全体については目的に応じた記載となるよう検討してまいります。
本編	何を手掛かりにその土地を考えていけばよいのかということを提供できるとよい。	ご意見を参考に検討を進めてまいります。
基準	計画には将来像を示してそこに向かっていくものと、現状を追認していくものがあり、現在の諸計画はどちらかという後者が多いと考える。目指すイメージを示せるのか、又はどのように進めていくのかの仕組みなどがみえてくると議論しやすいのでは。	ご意見を参考に検討を進めてまいります。

1 振り返り(審議会での委員意見)

- 令和7年度第1回審議会では、方針・基準、重点眺望等についてご説明し、ご意見をいただいた。

分類	ご意見	回答・対応の方向性
そのほか	建築物が計画される際に、景観の協議がどのように行われるのか把握したい。	景観協議の流れを資料でご説明します。
そのほか	景観プレ・アドバイス実施後の大きな計画変更等が生じた場合に、対応する仕組みを検討してほしい。	景観プレ・アドバイス実施後に設計内容の変更が生じることは、設計の早い段階で協議を行うという景観プレ・アドバイス制度の性質上、想定されます。変更後の内容については、届出・協議の際に確認することになりますが、変更内容が助言の前提となっている部分に至る場合をどのように取り扱うかについては、課題として認識していることから、今後継続して検討してまいります。
そのほか	はぐくみの軸強化方針の策定を受け、大通地区景観計画重点区域の基準も更新してはどうか。	計画策定後、検討を開始したいと考えています。
そのほか	「都市の魅力」として今回切り口が追加されたが、歴史的な建築物なども魅力の一つである。眺望の視点で協議対象や基準を設けているが、例えば北海道庁の後背となる部分を眺望の視点で誘導するなど、文化財を含めた歴史的な建築物に対する取組なども今後検討するとよい。	ご意見を参考に検討を進めてまいります。

2 本日の審議事項

→本日の審議事項

新計画における構成案（令和6年度第5回審議会です承いただいた案に別表部分を追加）

1章 目的と位置づけ

- 1-1 計画策定の目的
- 1-2 位置付け
- 1-3 計画期間・対象区域
- 1-4 景観施策の経緯
- 1-5 現在の札幌市景観計画に基づく取組とその成果
- 1-6 景観を取り巻く社会情勢の変化と
計画改定の経緯
- 1-7 改定の要点
- 1-8 計画の構成と景観計画改定における変更点

2章 札幌の景観の特徴

- 2-1 景観の捉え方
- 2-2 景観の特徴

3章 理念・目指す姿

理念・目指す姿

4章 良好な景観の形成に関する方針

- 4-1 札幌の景観の特徴を踏まえた方針
- 4-2 景観形成に向けた取組の方針

5章 建築物等の誘導

- 5-1 景観プレ・アドバイス
- 5-2 届出・協議
- 5-3 景観形成基準等の補完等
- 5-4 屋外広告物
- 5-5 事業者等の取組を応援する仕組みの構築

6章 公共施設等の取組

- 6-1 協議等
- 6-2 景観重要公共施設

7章 景観資源の保全・活用

- 7-1 景観重要建造物等の指定制度
- 7-2 活用促進景観資源（景観の種）の登録制度
- 7-3 指定・登録の促進
- 7-4 景観資源の保全・活用への支援

8章 地域ごとの景観まちづくりと主体的活動の促進

- 8-1 多様な分野との連携と関連制度等の適切な活用
- 8-2 景観まちづくり指針
- 8-3 主体的活動を促進する取組
- 8-4 主体的活動等への支援

9章 計画の推進

- 9-1 進行体制
- 9-2 評価検証・成果指標
- 9-3 ロードマップ

別表

別表 | 景観計画区域における景観形成基準等
※ゾーン区分表記含む

別表2 | 景観計画重点区域における届出対象行為と
景観形成基準等

別表3 | 色彩景観基準

別表4 | 景観プレ・アドバイスに係る協議対象行為等

別表5 | 重点眺望と景観形成の対象とする眺望

3で
説明

3で
説明

4で
説明

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

項 目

- (1) 第1回の景観審議会を受けての対応
- (2) 届出・協議の大まかな流れ
- (3) 方針と基準の修正案(参考資料:方針と基準を一覧化)
- (4) 基準に沿って計画した場合のイメージ
- (5) ご審議いただきたい事項

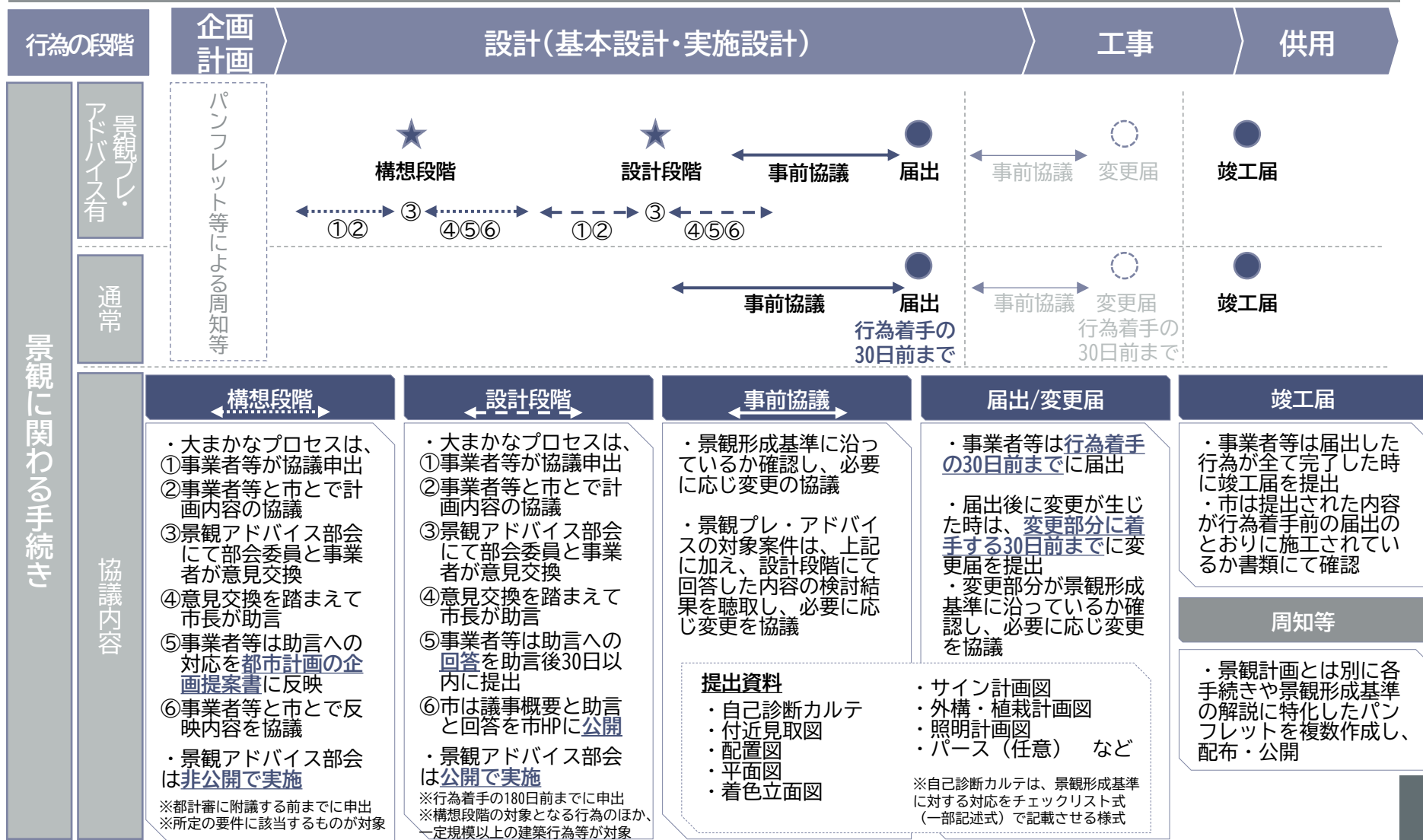
3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(1) 第1回景観審議会の意見を受けての対応

- ・ 第1回景観審議会の意見を受けて以下の対応を行った。

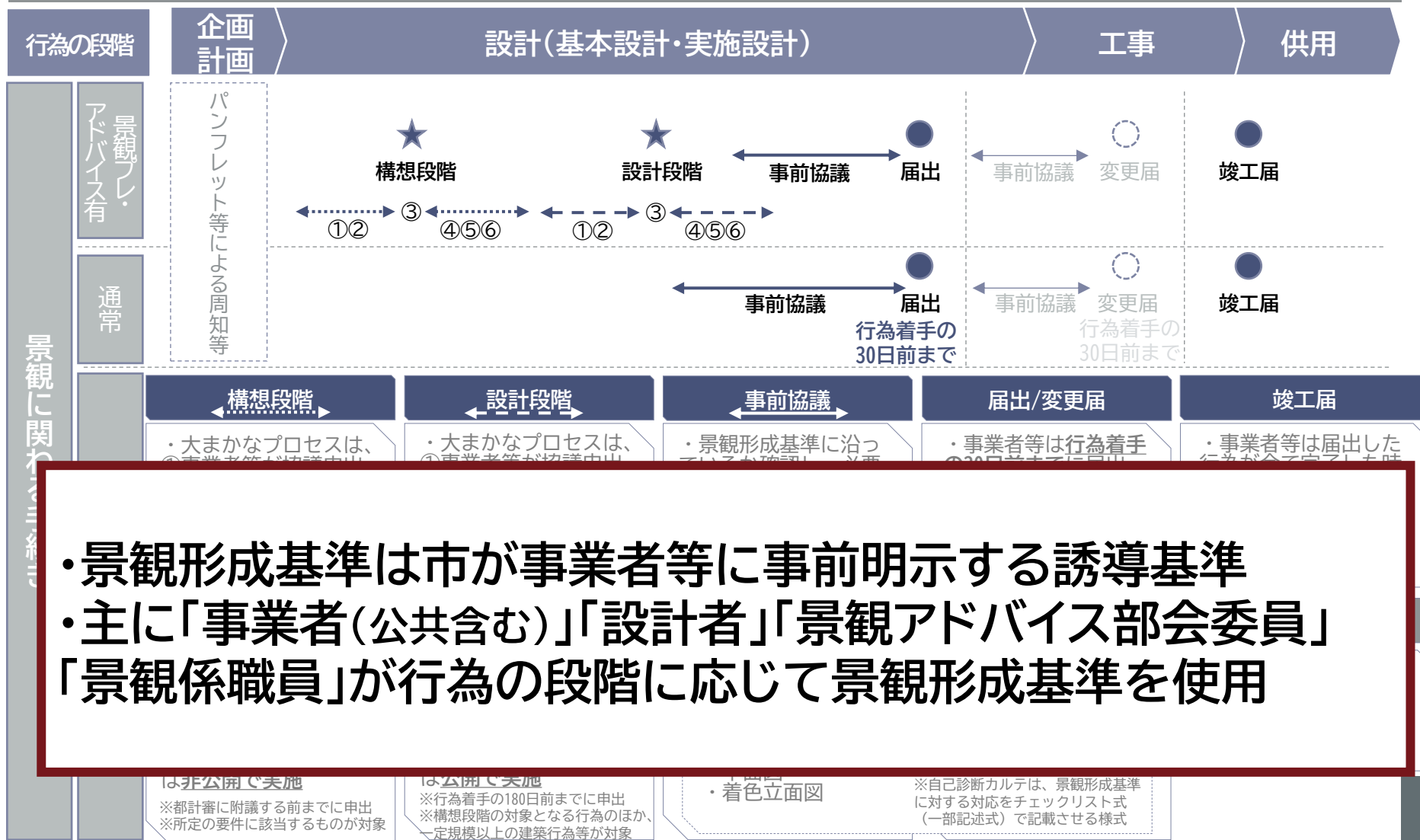
- ア 景観形成基準が使われる「届出・協議の大まかな流れ」の説明資料の追加
- イ 方針と景観形成基準の参考として「新案の一覧表」を作成
- ウ 「道路・公園緑地等」に関する方針を「道路」と「公園緑地等」に分割
- エ 「公園緑地等」の項目に「河川に関する方針」を追加
- オ 景観形成基準の項目に「配置」を追加
- カ 上記修正に併せた方針と景観形成基準の文言の精査

(2) 届出・協議の大まかな流れ



3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(2) 届出・協議の大まかな流れ



3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の修正案(1ページ目:「地形・自然」と「都市の成り立ち」の方針案)

地形・自然

A1 気候、地形、植生、水辺等などの自然環境を生かした景観形成を図ります。

- ・四季が明瞭な気候特性を生かし、四季の変化が感じられる景観形成を図ります。
- ・札幌の地形が持つ地形の特徴を尊重し、それらの手がかりとなる植生、水辺、地形など地域固有の自然環境を生かした景観形成を図ります。

【地形の特徴】

- 山 地：自然と市街地が近接、ひな壇状の街並み、坂 など
- 丘陵地：波状の起伏（坂、崖、崖（がい）線（せん）のみどり等）など
- 扇状地：微地形等の札幌の原風景を想起させる場所 など
- 平 地：田園風景、防風林 など

A2 多様な生態系の保全に配慮した景観形成を図ります。

<関連計画・施策のうち連携を意識した点>

- ・みどりの基本計画における「持続的な森林保全・活用」や「市街地のみどりの推進」などの取組等
- ・生物多様性さっぽろビジョンにおけるゾーン設定とゾーンごとの目標
- ・第2次札幌市環境基本計画における将来像の実現に向けた5つの柱のうち「都市と自然が調和した自然共生社会の実現」など

B1 歴史的・文化的なまちの景観資源等を生かした景観形成を図ります。

- ・格子状道路や防風林など、都市の成り立ちを尊重した景観形成を図ります。
- ・歴史的な建築物等に配慮した魅力的な景観形成を図ります。
- ・れんが、札幌軟石などの地域の資源に配慮した質の高い景観形成を図ります。

<関連計画・施策のうち連携を意識した点>

- ・文化芸術基本計画における「文化遺産・自然遺産の保存と活用」の取組等
- ・文化財保存活用地域計画における取組等 など

都市の成り立ち

生態系への配慮の
方向性を追記

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の修正案(2ページ目:「街並み」の方針案)

街並み	市街地等	C1 市街地では大規模建築物等の誘導のために設定する4つのゾーンを踏まえた景観形成を図ります。 【都心ゾーン】 ・札幌の魅力を先導する洗練された、活力とにぎわいのある景観形成を図ります。 ・格子状街路の連続性が感じられる中に、辻空間や緑地空間が個性をつくる景観形成を図ります。 ・人にやさしく快適な、まち巡りが楽しい空間の創出を重視した景観形成を図ります。 【一般市街地ゾーン】 ・地域ごとのまとまりに配慮した愛着の持てる景観形成を図ります。 ・地域交流拠点では、多くの人が集まる場所として魅力のある景観形成を図ります。 ・高次機能交流拠点では、場所ごとの特徴を踏まえた魅力のある景観形成を図ります。 ・住宅市街地では、高密度な居住と都市機能を備えた複合型高度利用市街地、多様な居住機能と生活利便機能を持つ一般住宅地、ゆとりある郊外住宅地それぞれの機能・環境を踏まえた、愛着の持てる景観形成を図ります。 【山地のみどりに近接するゾーン】 ・みどりの豊かさを生かした、落ち着いた景観形成を図ります。 ・地域交流拠点では、落ち着いた景観形成を図ります。 ・高次機能交流拠点では、場所ごとの特徴を踏まえた魅力のある景観形成を図ります。	市街地と市街地の外で方針を分けて表記	【工業地・流通業務地ゾーン】 ・隣接する周辺の市街地との調和に配慮した景観形成を図ります。 C2 市街地の外では、維持・保全された豊かな自然や農地を尊重した景観形成を図ります。 ・高次機能交流拠点では、市街地の外であることを前提にしつつ、場所ごとの特徴を踏まえた魅力のある景観形成を図ります。 ＜関連計画・施策のうち連携を意識した点＞ ・都市計画マスタープラン（立地適正化計画を含む）におけるまちづくりの方向性等 ・都心まちづくり計画におけるまちづくりの方向性等 ・生物多様性さっぽろビジョンにおけるゾーン設定とゾーンごとの目標 沿道と道路自体の など 方針を分けて表記 C3 道路ごとの特徴を生かした魅力的な沿道の景観形成を図ります C4 場所の魅力につながる道路空間の整備や維持保全・活用により、にぎわいある景観形成を図ります。 ＜関連計画・施策のうち連携を意識した点＞ ・都市計画マスタープラン（立地適正化計画を含む）におけるまちづくりの方向性等 ・都心まちづくり計画におけるまちづくりの方向性等 ・歩行者利便増進道路制度（通称：ほこみち制度）など
		市街地と市街地の外で方針を分けて表記 格子状街路と辻空間や緑地空間を意識した方針を追加		市街地等
		街並み		道路
		街並み		道路

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の修正案(3ページ目:「街並み」(前ページの続き)と「活動・営み」の方針案)

街並み	公園緑地等	C5 豊かなみどりを守り、新しいみどりを育て、みどりをつなげる景観形成を図ります。 C6 河川を生かし水辺とみどりが一体となった潤いある景観形成を図ります。 C7 骨格となる水とみどりのネットワークや特徴ある水辺空間やみどりと協調した景観形成を図ります。 ＜関連計画・施策のうち連携を意識した点＞ ・都市計画マスタープラン（立地適正化計画を含む）におけるまちづくりの方向性等 ・みどりの基本計画におけるみどりのネットワークや緑地保全創出地域制度等 など	活動・営み	D1 人々の活動・営みが地域らしさを演出する景観形成を図ります。 ・建築物等の内外で行われる人々の活動・営みが感じられる景観形成を図ります。 ・多くの人が訪れる場所では、場所ごとの特徴や文化を踏まえたにぎわいのある景観形成を図ります。 ・地域への愛着が高まる景観形成を図ります。 D2 時代を経て成熟していく質の高い景観形成を図ります。 D3 使用されていない建築物や土地等が生じる際は、周辺の街並みや環境を悪化させないように配慮がなされた景観形成を図ります。 ＜関連計画・施策のうち連携を意識した点＞ ・文化財保存活用地域計画における取組等 ・観光まちづくりプランにおける取組等 ・空き家対策や国庫帰属制度による対策等 など
	広告物・サイン	C8 場所に応じた質の高い広告物・サインがある景観形成を図ります。 ＜関連計画・施策のうち連携を意識した点＞ ・屋外広告物条例（第1種地域、第2種地域、第3種地域、景観保全型広告整備地区、広告活用型広告整備地区）による施策の方向性		公園緑地や街路樹のみどり、河川、骨格となる水とみどりネットワーク等と協調を3つの方針に分けて表記

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の修正案(4ページ目:「都市の魅力」の方針案)

都市の魅力	眺望	<u>E1 札幌の眺望の特徴を尊重した景観形成を図ります。</u> 【景観形成の対象とする眺望】 見晴らし景 大倉山展望台から東方向の眺望 豊平川に架かる橋からの眺望 見通し景 創成川通（都心まちづくり計画で位置づけるやすらぎの軸の範囲）の南北方向の眺望、北三条通（都心まちづくり計画で位置づけるにぎわいの軸とうけつぎの軸の交差する場所）の西方向の眺望 囲み景 定山溪大橋からの眺望（定山溪地区景観まちづくり指針で位置づける眺望点と共通） 重点眺望 さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望	地区いつし	<u>○ 特定の地区ごとの特徴を踏まえた景観形成を図ります。</u> 【景観計画重点区域】 景観の特徴を踏まえた良好な景観の形成に関する方針に即し、地区の特性に応じて地区ごとに方針を定めます。 【景観まちづくり推進区域等】 景観の特徴を踏まえた良好な景観の形成に関する方針に即し、地区の特性に応じて地区ごとに方針を定めます。
		<u>E2 札幌の夜間景観の特徴を踏まえた景観形成を図ります。</u>		
		<u>E3 雪のある冬季の景観が札幌の個性の一つであることを踏まえ、雪を生かした景観形成を図ります。</u>		
		<u>E4 雪と共生する良好な景観形成を図ります。</u>		
	夜間景観			
	雪々季の景観			

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の修正案(5ページ目:景観形成基準(建築物)の案(造成等、配置))

方針		景観形成基準（建築物）	ゾーン基準
		■ 景観形成基準の適合を確認するにあたっては、遠景・中景・近景でどのように見えるか確認しながら検討を行うよう努める。	
造成等	A1 A2	・土地の造成を行う場合は、地形の特徴を生かすよう努める。 ・地域に親しまれてきた古木や小さな沢筋などを生かすよう努める。	<山地のみどりに近接するゾーン> ・土地の造成を最小限に抑えるよう努める。
	B1 C1 C3 C7	・計画敷地が景観資源等と隣接する場合は、景観資源等との関係性を考慮して計画建築物を配置するよう配慮する。 ・地域の特徴や周辺の建築物、みどり、道路等との関係性を踏まえて、計画建築物を配置するよう努める。 ・公開空地や公園等のオープンスペースに面する部分は、壁面を後退させ緑化するなどオープンスペースと協調したデザインとなるよう配慮する。	<都心ゾーン> 歩行者等から良く見える低層部の壁面の位置を揃えるなど、格子状道路の連続性を印象付ける形態とするよう努める。
配置			

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の修正案(6ページ目:景観形成基準(建築物)の案(外観デザイン))

方針	景観形成基準(建築物)	ゾーン基準
外観デザイン	■ 景観形成基準の適合を確認するにあたっては、遠景・中景・近景でどのように見えるか確認しながら検討を行うよう努める。	
	B1 ・景観資源等に近接する場合や景観資源等の背景となる場合は、景観資源等と協調したデザインとするよう配慮する。 C1 C3 C7 ・通りからの見え方が単調な印象とならないよう、柱型の活用や開口部のしつらえの工夫等により建築物の立面を分節化するよう配慮する。 ・周辺の景観と調和しない華美な装飾や目新しさや話題性、誘目性などを重視したデザインを避けるなど、景観としてまとまりのある印象となるようなデザインとする。 ・交差点などに面する部分は、角地を意識したデザインとするなど、その場所の印象を高めるデザインとするよう配慮する。	<都心ゾーン> ・格子状道路の特徴を感じられるよう、隣接する建築物との連続性や街区ごとの一体性などに配慮したデザインとするよう配慮する。 ・札幌を代表する主要な通りに面する場合は、経済性のみを重視せず、都心にふさわしい質の高い外観とするよう努める。 ・計画敷地の場所性に応じて、居住、宿泊滞在機能を持つ建築物の外観は、外部に生活感が表出しないデザインとするよう配慮する。
	D1 ・建築物の外部と内部に視覚的つながりがある外観とする場合は、内部の壁や天井の仕上げ、照明、みどり、インテリアなども景観の観点からデザインするよう努める。	<一般市街地ゾーン> ・地域交流拠点や高次機能交流拠点等のように地域の核となる場所では、場所の魅力を高めるよう、外観デザインの工夫に努める。
		<山地のみどりに近接するゾーン> ・高次機能交流拠点等のように地域の核となる場所では、みどり豊かな場所の魅力を高めるよう、外観デザインの工夫に努める。 <工業・流通業務地ゾーン> ・歩行者の視点でのスケール感を意識し、建築物の長大な立面を分節化するよう配慮する。

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の修正案(7ページ目:景観形成基準(建築物)の案(低層部のデザイン、素材・色彩))

方針	景観形成基準（建築物）	ゾーン基準
	■ 景観形成基準の適合を確認するにあたっては、遠景・中景・近景でどのように見えるか確認しながら検討を行うよう努める。	
低層部のデザイン	C1 C3 C7 ・歩行者等から良く見える低層部は、機能等に応じて開放性を確保するなど、壁面や開口の位置・大きさ等を工夫したデザインとする。 ・計画敷地が通行量の多い主要な通りに面する場合は、歩行者等が移動を楽しめるよう、にぎわいの創出に資する機能の配置や建築物の外部と内部に見る見られるの関係をつくるなどにより、低層部の印象を強めるデザインとするよう努める。	<都心ゾーン> ・計画敷地の場所性に応じて、隣接建築物と装飾の位置を揃えるなど、道路の連続性を印象付けるデザインとするよう努める。
	B1 ・景観資源等に近接する場合や景観資源の背景となる場合は、景観資源との協調した素材・色彩とする。 A1 C1 C3 C7 ・外観を構成する部分は北の自然環境や周囲の街並み等と調和する色彩とする。色彩は別表●「色彩景観基準」による。 ・アクセントとなる色彩は、街の彩となるよう面積を抑えた効果的な使い方とする。具体的には別表●「色彩景観基準」による。 ・光の反射が周囲の環境に配慮する。 ・色合いの組み合わせにより、異なる素材や形状の違いと色彩の組み合わせによるデザインとするよう配慮する。	<都心ゾーン> ・通りごとの調和に配慮するとともに、洗練された外観となるよう素材や色彩に配慮する。 <一般市街地ゾーン> ・雑然とした印象とならないよう周囲の建築物との調和を図るとともに、高層部は空の広がりを感じられるよう配慮する。 <山地のみどりに近接するゾーン> ・背景となる豊かな自然を生かすため、周辺のみどりと調和に配慮する。 <工業・流通業務地ゾーン> ・圧迫感を軽減するとともに、殺風景にならないよう工夫をする。

素材・色彩（色彩景観基準含む）は資料4-01以降を参照

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の修正案(8ページ目:景観形成基準(建築物)の案(外構・オープンスペース))

方針	景観形成基準(建築物)	ゾーン基準
	■ 景観形成基準の適合を確認するにあたっては、遠景・中景・近景でどのように見えるか確認しながら検討を行うよう努める。	
外構・オープンスペース A1 A2 B1 C1 C3 C7 D1 D2	・計画敷地に起伏がある場合は、起伏を生かした外構デザインとするよう努める。 ・計画敷地の中にある地域住民等から愛着を持たれている樹木等は保全するよう努める。 ・四季の変化を感じられるよう、花が咲く時期や実がつく時期などを考慮して、樹種や草花を適切に取り入れるよう配慮する。	<都心ゾーン> ・基壇部を設ける場合は、通りから見た時に人のにぎわいが立体的につながるよう、基壇部の屋上にもオープンスペースを設けるなどの工夫に努める。 ・基壇部を設ける場合は、通りから見た時に立体的にみどりのうるおいが感じられるよう、基壇部の屋上を緑化するなどの工夫に努める。
	・計画敷地が景観資源等と隣接する場合は、計画建築物の敷地境界に沿って緑化するなど、景観資源との接点となる敷地境界をデザインするよう配慮する。	<一般市街地ゾーン> ・地域交流拠点や高次機能交流拠点といった地域の核となる場所では、場所の魅力を高めるよう、外構デザインの工夫に努める。
	・魅力的な沿道の景観となるよう、通りから建築物へ至るアプローチをみどりや照明などにより演出するよう努める。 ・計画敷地に面する主要な通りから見た時の緑視率が上がるよう、を効果的なみどりを配置するよう努める。 ・柵などの工作物を設置する場合は、落ち着いた素材や色彩のものを選定するよう配慮する。 ・集合型居住誘導区域(※みどりの基本計画で定める都市緑化を積極的かつ重点的に推進する緑化重点地区とほぼ同じ区域)では、みどりの潤いを感じられるよう積極的に効果的なみどりを配置するよう配慮する。	<山地のみどりに近接するゾーン> ・周囲の植生に配慮した樹種や草花を選定するよう努める。 ・計画敷地が面する主要な通りの先に山が見える場合は、計画敷地のみどりが山のみどりと連続した印象となるよう、樹木や草花の配置の工夫に努める。
	・公開空地等のオープンスペースを設置する場合は、利用者の行動を想定し、その場にふさわしい空間構成やしつらえとするよう配慮する。 ・公開空地等のオープンスペースを設置する場合は、通行や滞留などの目的にあわせて適切なベンチ等の什器を配置するよう配慮する。	<工業地・流通業務地ゾーン> ・周辺の市街地との緩衝帯となるよう、オープンスペースの確保に努める。
	・公開空地等のオープンスペースを設置する場合は、将来的な使われ方の変化も踏まえたデザインとするよう努める。	

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の修正案(9ページ目:景観形成基準(建築物)の案(駐車場、附帯工作物等))

方針	景観形成基準（建築物）	ゾーン基準
	■ 景観形成基準の適合を確認するにあたっては、遠景・中景・近景でどのように見えるか確認しながら検討を行うよう努める。	
駐車場	C1 C3 C7	・車両の出入口は歩行者による賑わいの連続を分断しない配置とするよう配慮する。 ・車両の出入口は裏側の印象とならないよう、あるいは、低減するよう、みどりなどにより適切に修景するよう努める。 ・駐車場は、やむを得ない場合を除き、前面道路から直接駐車マスに出入りすることを避けた形式とする。 ・建築物に取り込む駐車場や荷捌き等の車両の出入口は、通りから見える「開口部の見込み」（※建築物の部分を示す用語）等を外壁と同様の外装材とするなど、開口部が大きいことによる内側の印象を和らげるデザインとするよう努める。 ・立体駐車場やタワー型の機械式駐車場等・駐輪場は主要な通りから容易に望見できない位置に配置するよう努める。 ・立体駐車場やタワー型の機械式駐車場等を設置する場合は、単調な立面とならないような素材や色彩とするよう配慮する。この時、模様の印象が強く出ないようにするとともに、通りに対する圧迫感の少ないデザインとするよう配慮する。
附帯工作物等	C1 C3 C7	・屋外に設置する建築設備は可能な限り建築物と一体的に見えるような目隠しを設置するよう配慮するとともに、主要な通りから容易に望見できない位置に設置するよう配慮する。 ・自転車置き場やごみ置き場、物置など敷地内に附帯する建築物・工作物は、建築物本体に取り込むことを基本とするが、やむを得ず別棟で建築等する場合は、建築物本体との関係性を十分考慮し、配置するよう配慮する。主要な通りに面して配置する時は、歩行者に対して閉鎖的な印象を与えないよう、みどり等により修景するよう配慮する。 ・太陽光発電設備を屋上や地上に設置する時は、通りからの見え方に配慮した位置に設けるよう配慮する。太陽光発電設備を外壁に設置する時は、建築物の外観として見た時の違和感を低減できる設置位置とするよう配慮する。

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の修正案(10ページ目:景観形成基準(建築物)の案(駐車場、附帯工作物等))

方針	景観形成基準（建築物）	ゾーン基準
	■ 景観形成基準の適合を確認するにあたっては、遠景・中景・近景でどのように見えるか確認しながら検討を行うよう努める。	
広告物・サイン	B1	・景観資源等に近接する場所では、景観資源等と調和した広告物・サインを表示・掲出するよう配慮する。
	C8	・広告物・サインは視認性を確保できる最小限の大きさとするよう配慮する。 ・広告物を複数掲出する時は集合化するよう配慮する。 ・広告物・サインは周囲の街並みと調和する色彩デザインや照明とするよう配慮する。 ・激しく動光が変化するものや華美なものは原則使用しない。 ・広告物・サインに関するガイドラインが策定された時は、ガイドラインにも準拠する。
維持管理	D2	・維持管理の体制やルール、役割分担等について事業計画時から計画するよう努める。 ・景観の質が担保されるよう適切に維持管理するよう配慮する。

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の修正案(11ページ目:景観形成基準(建築物)の案(眺望))

方針

景観形成基準（建築物）

ゾーン基準

■ 景観形成基準の適合を確認するにあたっては、遠景・中景・近景でどのように見えるか確認しながら検討を行うよう努める。

眺望

E1

【見晴らし景】

大倉山展望台や豊平川に架かる橋など山や橋などを視点場とした、市街地や山並みの広がり、都心のスカイライン、道路の軸線やみどり等の見晴らしを阻害しないよう建築物の形態等に配慮するとともに、それらの見晴らしをより魅力的にしていくために建築物の形態や照明等の工夫に努める。

【見通し景】

創成川通や北三条通などの通りを視点場とした、アイストップとなる建築物等、並木の縁取り、視線を誘導する直線道路等の見通しを阻害しないよう建築物の形態等に配慮するとともに、それらの見通しをより魅力的にしていくために建築物の形態や照明等の工夫に努める。

【囲み景】

定山渓大橋など谷筋の橋を視点場とした、山並みのみどり、谷筋の建築物、川や湖の水辺等に囲まれた眺望を阻害しないよう建築物の形態等に配慮するとともに、眺望をより魅力的にしていくために建築物の形態や照明等の工夫に努める。

【見晴らし景】

<都心ゾーン>

・視点場からの見え方を踏まえ、建築物の頂部の形状や高層部のライトアップを工夫するなど、都心を強調するよう努める。

<一般市街地ゾーン>

・河川に近接する計画敷地では、河川に向かって掲出する広告物を照明等により照らすことや、広告物を発光させることを避けるなど、良好な河川沿いの景観が形成されるよう配慮する。

<山地のみどりに近接するゾーン>

・建築物は背景となる自然環境と調和する色彩とするよう配慮する。
・計画敷地が山麓の場合は、視点場からの見晴らしを阻害しないよう、屋外広告物の色彩デザインや照明等の工夫に配慮する。

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の修正案(12ページ目:景観形成基準(建築物)の案(眺望 | 前ページのつづき))

方針	景観形成基準（建築物）	ゾーン基準
■	景観形成基準の適合を確認するにあたっては、遠景・中景・近景でどのように見えるか確認しながら検討を行うよう努める。	
E1	【見晴らし景】 大倉山展望台や豊平川に架かる橋など山や橋などを視点場とした、市街地や山並みの広がり、都心のスカイライン、道路の軸線やみどり等の見晴らしを阻害しないよう建築物の形態等に配慮するとともに、それらの見晴らしをより魅力的にしていくために建築物の形態や照明等の工夫に努める。	【見通し景】 <都心ゾーン> ・建築物の中・低層部は、隣接する建築物等と共通するデザインをポイントで取り入れるなど、通り全体の魅力を高める工夫に努める。 ・建築物の高層部は、見通しを阻害しないよう、目立つ形態や意匠を控えたデザインとするよう配慮する。 ・通りの先にアイストップとなる建築物等がある場合は、通りの沿道の魅力を形成するよう建築物のデザインの工夫に努める。
	【見通し景】 創成川通や北三条通などの通りを挟んだ、アイストップとなる建築物等、並木の縁取り等する直線道路等の見通しを阻害しないよう建築物等に配慮するとともに、それらの見通しをより魅力的にしていくために建築物の形態や照明等の工夫に努める。	
	【囲み景】 定山渓大橋など谷筋の橋を視点場とした、山並みのみどり、谷筋の建築物、川や湖の水辺等に囲まれた眺望を阻害しないよう建築物の形態等に配慮するとともに、眺望をより魅力的にしていくために建築物の形態や照明等の工夫に努める。	【囲み景】 <山地のみどりに近接するゾーン> ・山並みのみどりの連続性に配慮した配置となるよう配慮するとともに、外観の素材や色彩を選定するよう配慮する。 ・視点場からの見え方を意識し、河川沿いにテラスを設置するなどの工夫に努める。

再掲

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の修正案(13ページ目:景観形成基準(建築物)の案(夜間景観、雪・冬季の景観))

方針	景観形成基準(建築物)	ゾーン基準
	■ 景観形成基準の適合を確認するにあたっては、遠景・中景・近景でどのように見えるか確認しながら検討を行うよう努める。	
夜間景観	A2 E2 ・暖かみのある光環境を基本とし、場所の特性に応じた照明により演出するよう配慮する。 ・グレア等を生じさせない適切な照明とするよう配慮する。 ・着色や点滅・動光する照明による演出は周辺との調和を慎重に検討したうえで行うこととし、安易に行わない。また、激しく動光が変化するものや華美なものは原則として使用しない。 ・生態系への影響等に配慮し、場所の特性に応じた光量や光の向き等とするよう努める。	<都心ゾーン> ・夜間においても魅力的な歩行空間となるよう、壁面のライトアップ、建築物低層部の開口部やショーウィンドウから漏れ出る光、外構等の照明により、暖かみのある光が連続した印象の演出に努める。また、交差点に面する建築物では、角を際立たせるなど、場所の印象を高める演出とするよう努める。 ・外部と内部に視覚的なつながりがあるデザインとする場合は、魅力的な夜間景観に資する適切な内部の照明を計画するとともに、外部からの見え方を考慮した内部のしつらえとするよう努める。
	E3 ・敷地内に積もる雪も冬の景観をつくる大切な要素であると捉え、雪の美しさを見せることができる仕掛けを設けるよう努める。 E4 ・北風や落雪を考慮した建築物の配置や形態、外壁形状等とするよう努める。 ・冬でも快適に暮らせるよう雪の堆積スペースを確保するほか、効果的なロードヒーティングの設置などによる良好な歩行環境を確保するよう努める。	<都心ゾーン> ・建築物や外構、オープンスペース等において、誰もが雪や冬季の景観を楽しむことができる場づくりに努める。 ・白い雪の中で建築物や植栽が美しく見える照明計画やライトアップに努める。

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の修正案(14ページ目:景観形成基準(工作物)の案(共通、橋りょう・高架橋等))

方針		景観形成基準（工作物）
■ 景観形成基準の適合を確認するにあたっては、遠景・中景・近景でどのように見えるか確認しながら検討を行うよう努める。		
共通	造成	A1 ・地形や水辺などの自然環境の特徴を生かすよう努める。 A2 ・地域の植生に配慮する。
	色彩	A1 ・背景となる自然環境や街並みに調和した色彩とする。色彩は別表●「色彩景観基準」による。 C1 ・工作物に附帯する柵や設備等は周囲に溶け込むような目立たない色彩とするよう配慮する。色彩は別表●「色彩景観基準」による。 C2 C6
	維持管理	D2 ・適切な維持管理を行う。
橋りょう・高架橋等	形態	C1 ・構造形式の選定にあたっては、場所性にも配慮する。 C3 ・橋りょうへ向かうアプローチ道路と橋りょうの連続性をつくるよう配慮する。 C6 ・計画中の橋りょうと近隣の橋りょうが重なりあった時の見え方を考慮したデザインとする。 ・上部工・下部工を一体的に捉えるとともに、桁や地覆、高欄などの連続感を大切にし、照明や防音壁などを含めた全体のバランスに配慮する。 ・軽やかなデザインの高欄や、橋脚の面分割などにより全体の量感を抑える。 ・場所性を踏まえた橋詰のデザインとする。 ・具象的な装飾や華美なデザインは原則として避ける。 ・配管や電気設備等は目立たないよう、全体のデザインの一部とするなど修景するよう配慮する。
	附帯物等	C1 ・附帯する案内板、柵、照明柱等のデザインを統一するよう配慮する。 C3 ・附帯する案内板は集合化するよう配慮する。 C7
	景観夜間	A2 ・ランドマークとなる橋りょうについては、場所の特性に応じて照明により演出するよう配慮する。 E2 ・生態系への影響等に配慮し、場所の特性に応じた光量や光の向きなどを考慮した照明とするよう努める。

凡例:マーカー:主な修正・追加箇所(方針や基準の細かな表現の追加・修正は表示していません。)

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の修正案(15ページ目:景観形成基準(工作物)の案(鉄塔・煙突等、擁壁等、太陽光発電設備等))

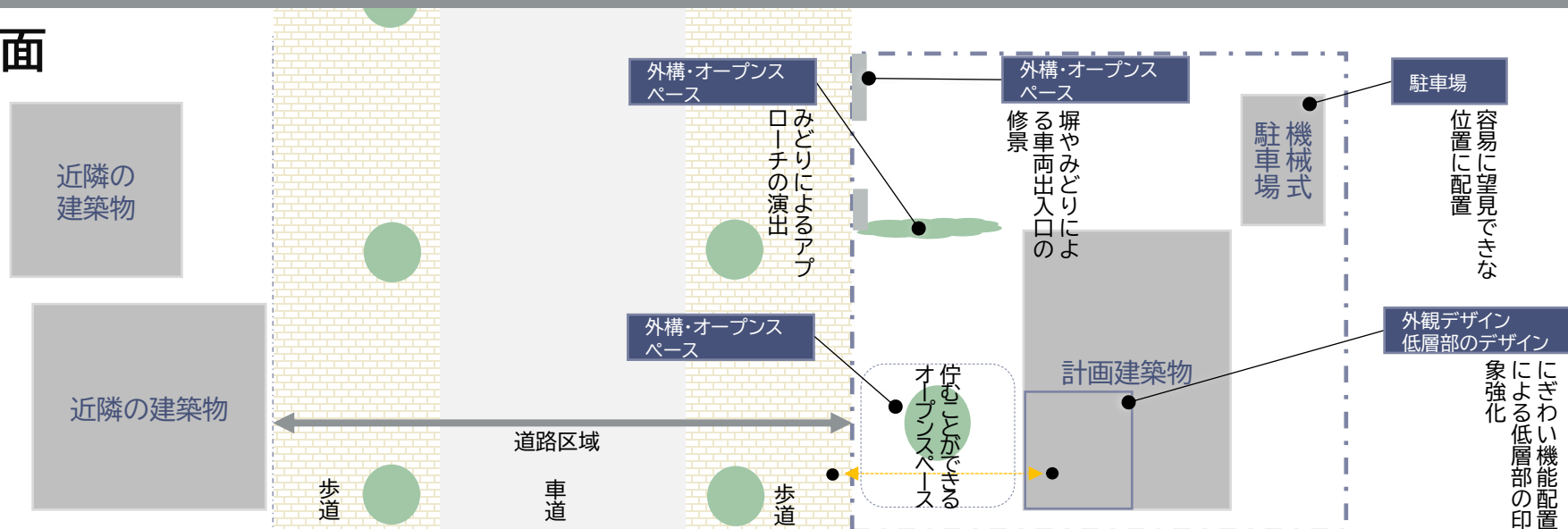
方針		景観形成基準（工作物）
■ 景観形成基準の適合を確認するにあたっては、遠景・中景・近景でどのように見えるか確認しながら検討を行うよう努める。		
鉄塔・煙突等	形態	C1 C2 ・全体の量感を軽減するよう工夫するとともに、構造美を生かした形態とする。 ・必要最小限の大きさとする。
	外構	A1 C1 C2 ・周辺の自然環境や街並みと調和させるため、足元を緑化するなど修景する。
	附帯物等	C1 C2 ・周囲に設置する立ち入り防止柵などは、目立たない色彩とするよう配慮する。
擁壁等	形態等	C1 C3 C4 ・歩行者等に対する圧迫感や違和感を軽減するよう、存在感を最小限に抑える造成や十分な緑化を行うよう配慮する。
	附帯物等	C1 C2 ・柵や設備等は、目立たない色彩とするよう配慮する。
太陽光発電設備等	配置等	C1 C2 ・主要な道路や視点場などからの見え方に配慮して配置するとともに、緑化などにより修景を行うよう配慮する。
	附帯物等	C1 C2 ・柵や管理用建築物等は、目立たない色彩とするよう配慮する。

凡例:マーカー:主な修正・追加箇所(方針や基準の細かな表現の追加・修正は表示していません。)

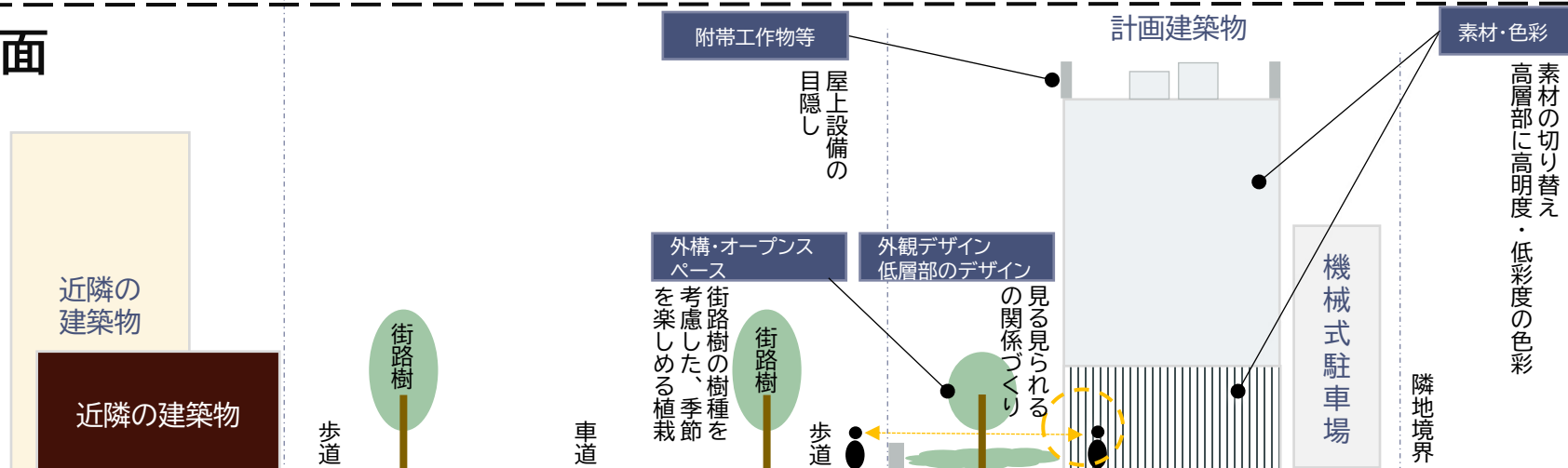
3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(4) 基準に沿って計画した場合のイメージ

平面



立面



3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(5) ご審議いただきたい事項

- ・景観形成の方針と基準(案)の修正後の構成について

(主に基準の構成が事業者・設計者にもわかりやすいか、など)

- ・景観形成の方針の内容について

(過不足はないか、委員それぞれの立場から見てわかりやすいか、など)

- ・景観形成基準の内容について

(項目や誘導の方向性に過不足はないか、など)

4 色彩景観基準等について

項 目

- (1) 色彩に関する施策の方向性について(令和6年度第3回審議会)
- (2) 再整理する内容
- (3) 色彩景観基準等の構成(現行)
- (4) 構成の見直し～新しい構成(案)
- (5) 景観形成基準等の見直し～各基準等の(案)
 - ①景観形成基準の案 ②色彩景観基準の案 ③限界色の範囲の案【報告】
 - ④使用割合の目安の案【報告】 ⑤色彩景観基準運用指針の案
- (6) ご審議いただきたい事項

4 色彩景観基準等について

(1) 色彩に関する施策の方向性について(令和6年度第3回審議会議事資料抜粋)

6 色彩について

誘導の方向性の検討

・ 施策の方向性

色彩景観基準（景観色70色以外）、限界色票、運用指針（ガイドライン）を改正し、届出等による誘導に生かす。改定は改定計画の施行時より運用を開始できるスケジュールで検討する。景観色70色は、引き続き普及啓発に活用する。

色彩景観基準の及び運用指針の改正(R7)

色彩景観基準	・ 全市基準（考え方）：修正 ・ ゾーン別基準（考え方）：追加 ・ 景観色70色：変更せず
限界色票	グループ分けを整理し再構成
運用指針（ガイドライン）	ゾーン別、形状・種類別の具体的な色彩の考え方や配色割合の目安について、記載する。

反映する施策

景観配慮・創出の誘導

景観プレ・アドバイスによる誘導

景観プレ・アドバイスによる誘導において、アドバイスのよりどころとして活用。

景観形成基準による誘導

全市又はゾーン基準の一部とする。

普及啓発

広報素材としての活用

パンフレット等への積極的な活用や、PRなどを通して、景観に関する考え方を知ってもらうきっかけとする。

4 色彩景観基準等について

(2)再整理する内容

- 再整理する内容は次のとおり(Ⅱ③④は、見直しの内容が色彩の専門的な考え方によるところが大きいことから、見直し内容の報告になります。)

I 構成の見直し

各色の使用割合の目安は、現行計画では運用指針の中で整理しているが、全体的な考え方を示していることや色彩計画への影響が大きいことから、色彩景観基準と直接紐づける

※あわせて、限界色票はわかりやすく「限界色の範囲」に変更

Ⅱ 内容の見直し

①「景観形成基準」の見直し

ゾーン基準などの基準を追加する

②「色彩景観基準」の見直し

きめ細やかな誘導を図るため、基準を追加する

③「限界色の範囲」(現行では「限界色票」)の見直し【報告】

使用割合の目安との整合を図りつつ、より景観色70色に近い色を選定できるよう範囲を整理

④「使用割合の目安」の見直し【報告】

寒色系など使い方が難しい色彩の割合を低くする

⑤「色彩景観基準運用指針」の見直し

きめ細やかな誘導を図るため、基準を追加する

※これらの見直しは、専門家のアドバイスをもと案を作成しました。

4 色彩景観基準等について

(3) 色彩景観基準等の構成(現行)

- 大規模建築物等の色彩誘導は、景観形成基準、色彩景観基準のほか、限界色票、色彩景観基準運用指針により実施
- 景観計画に記載している景観形成基準、色彩景観基準で基本的な考え方を示し、具体的な内容については限界色票と色彩景観基準運用指針で整理している。

計画本編

景観形成基準(全市・重点)

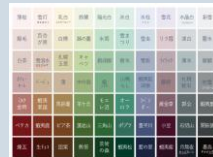
<内容> ◆建築物や工作物の各項目内で「色彩は色彩景観基準による。」と規定

色彩景観基準

使用する色彩に関する**基本的な考え方**を基準として設定したもの

<内容> ◆使用する色彩の範囲を
景観色70色とその近似
色とする

◆景観色70色を設定



◆配色等の基本的考
え方を記載

近似色の範囲

基準の運用

限界色票

札幌の景観色70色の
近似色の範囲を示したもの

<内容>

◆70色を18のグループに分
け、グループごとに色相、明度、
彩度の許容範囲の幅を示す

色彩景観
基準
運用指針

使用する色彩に関する
具体的な考え方を指針とし
て設定したもの

(各色の使用割合の目安を含む)
<内容>

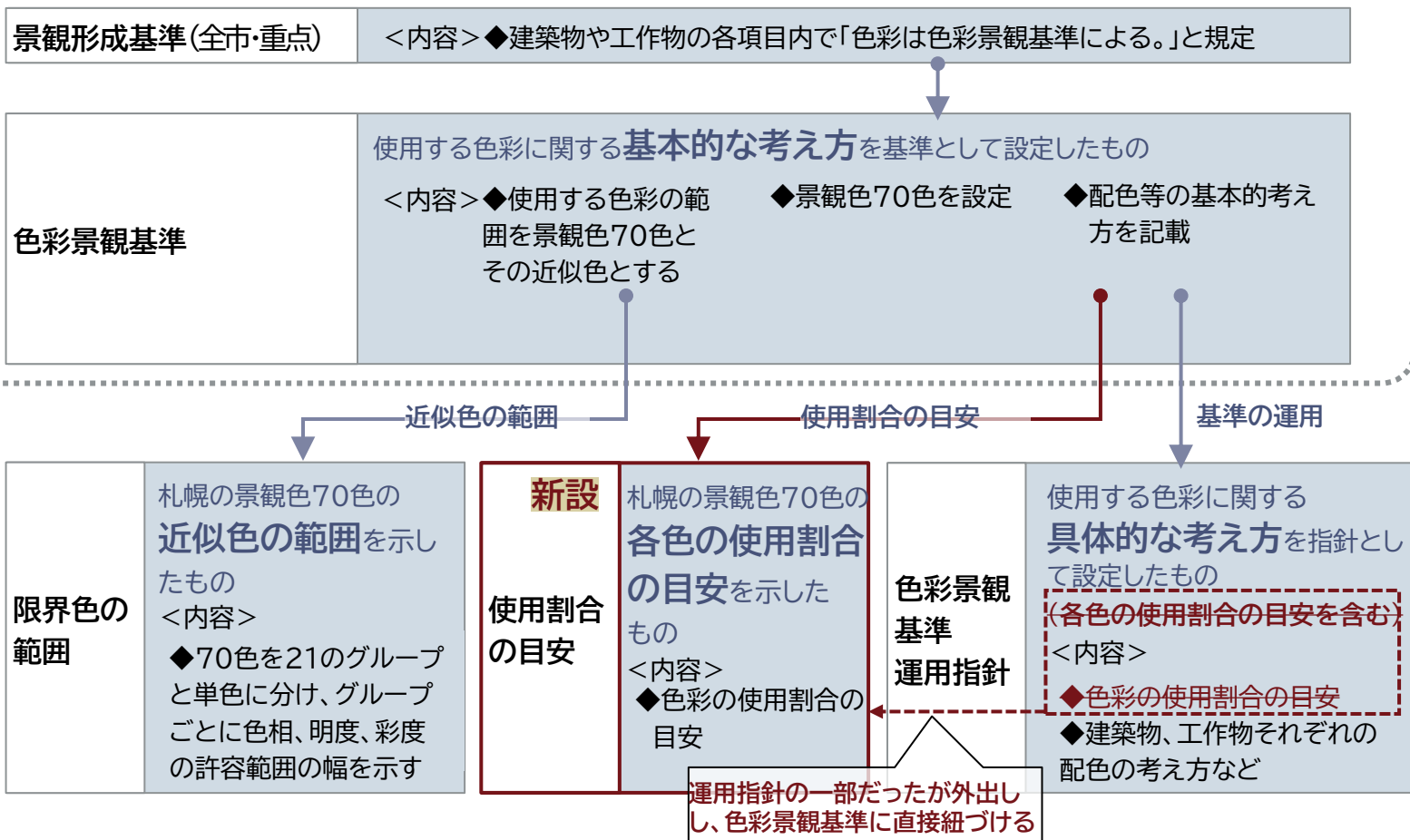
◆色彩の使用割合の目安
◆建築物、工作物それぞれの
配色の考え方など

4 色彩景観基準等について

(4)構成の見直し～新しい構成(案)

- 各色の使用割合の目安は、現行計画では運用指針の中で整理しているが、全体的な考え方を示していることや色彩計画への影響が大きいことから、色彩景観基準と直接紐づけることとします。

計画本編



4 色彩景観基準等について

(5) 景観形成基準等の見直し～各基準等の(案)

① 景観形成基準の案 【全市】 | 建築物(抜粋)

凡例: マーカー: 追加 引き出し線: 修正意図
(構成の修正に伴う修正、細かな表現の修正は表示していません。)

現 行		方針	改 正 案 (案)
地域特性に配慮した色彩を考える	外壁等の色彩	B1	・ 景観資源との調和を意識した素材・色彩とするよう配慮する。
	アクセントとなる色彩	A1	・ 外観を構成する部分は北の自然環境や周辺の街並み等と調和する色彩とする。色彩は別表●「色彩景観基準」による。 ・ アクセントとなる色彩は、街の彩となるよう面積を抑えた効果的な使い方とする。具体的には別表●「色彩景観基準」による。 ・ 光の反射が強い素材の採用を避けるとともに、周辺との調和や汚れへの対応などを踏まえた素材を選定するよう配慮する。 ・ 複数の色彩による分節化等にあたっては、形状や素材の切り替えを活用するよう配慮する。
		C1 C3 C7	<都心ゾーン> ・ 通りごとの調和に配慮するとともに、洗練された外観となるよう素材や色彩に配慮する。 <一般市街地ゾーン> ・ 雑然とした印象とならないよう周辺の建築物との調和を図るとともに、高層部は空の広がりを感じられるよう努める。 <山地のみどりに近接するゾーン> ・ 背景となる豊かな自然を生かすため、周辺のみどりと調和するよう配慮する。 <工業地・流通業務地ゾーン> ・ 圧迫感を軽減するとともに、殺風景にならないような工夫に努める。

「意匠に配慮する」
から移動

プレアド等を踏まえ
追加

ゾーン基準の追加

4 色彩景観基準等について

(5)景観形成基準等の見直し～各基準等の(案)

①景観形成基準の案【全市】| 工作物(抜粋)

凡例: マーカー: 追加 引き出し線: 修正意図
(構成の修正に伴う修正、細かな表現の修正は表示していません。)

現 行		
高架橋等 橋りよつ、	地域性に配慮する	ランドマークへの見通し形態・色彩
鉄塔・煙突等	地域性に配慮する	調和する色彩
擁壁等	付帯物に配慮する	柵などの修景
太陽光発電施設	付帯物に配慮する	柵などの修景



方針	改 正 案 (案)
共通	A1 ・背景となる自然環境や街並みに調和した色彩とする。色彩は別表●「色彩景観基準」による。 ・工作物に付帯する柵や設備等は周辺に溶け込むような目立たない色彩とするよう配慮する。色彩は別表●「色彩景観基準」による。 C1 C3 C7

内容が共通していることから、「共通」としてまとめる

4 色彩景観基準等について

(5)景観形成基準等の見直し～各基準等の(案)

②色彩景観基準の案

前半

現 行

- (1)建築物及び工作物の外観における基調となる色彩の範囲は『札幌の景観色70色』(マンセル値を参考)とその近似色とする。ただし、れんがや札幌軟石などの素材、使用規模等により景観形成上の支障がないと認められる場合、または道路交通法等の他法令に基準のある場合は、この限りでない。
- (2)計画建築物等の両側を意識した「向こう三軒両隣」の考え方にに基づき、周辺建築物等との調和に努めるとともに、特別な事情がない限り、同じ印象になるよう、または調和して見えるよう計画する。
- (3)色彩計画にあたっては次の考え方を基本に行う。
 - ①計画地が建築物等の密集地である場合は、周辺に圧迫感を与えないよう、また、計画建築物等の向いている方角を考慮する。
 - ②計画地が郊外である場合は、その土地の自然環境に見られる色(木の幹、土の色、石の色など)の類似色を選ぶことも考えられる。
 - ③計画建築物等の配色を考える場合は、街並みの連続性に配慮するとともに、アクセントカラーを用いるときは低層部分又は面積を抑えた効果的な使い方とする。

レンガ等は色として取り扱う

凡例:赤下線・取り消し線:修正 マーカー:追加 引き出し線:修正意図
(構成の修正に伴う修正、細かな表現の修正は表示していません。)

改 正 案 (案)

建築物及び工作物の外観を構成する部分の色彩は、その範囲を『札幌の景観色70色』(マンセル値を参考)とその近似色を基本とするほか、以下のとおりとする。ただし、**れんがや札幌軟石などの素材、使用規模等により**景観の形成上支障がないと認められる場合、又は航空法等の他法令に基準のある場合は、この限りでない。

◆周辺との調和を考える

・計画建築物等の両側を意識した「向こう三軒両隣」の考え方にに基づき、特段の事情がない限り、周辺建築物等との調和や、街並み全体の一体感の創出を考慮した色彩とするよう配慮する。

◆季節等を考慮する

- ・色彩の見え方は太陽光の影響を受けることから、計画建築物等の各立面が向いている方角を考慮した色彩とするよう配慮する。
- ・四季を通して違和感が生じないように、季節ごとに移り替わる木々の色や、雪の色を考慮した色彩とするよう配慮する。

◆配色を考える

- ・アクセントとなる色彩は、低層部に採用するなど、面積を押さえた効果的な使い方をする。**使用割合の目安は、具体的には「札幌の景観色70色各色の使用割合の目安」による。**
- ・各部分の色彩が、建築物全体として調和するとともに、圧迫感を与えないよう配慮する。

◆立地を考慮する

- ・**計画地の立地(都心部、山地など)を踏まえた色彩とするよう配慮する。**
- ・ランドマークとなる景観資源より目立たない色彩とするよう配慮する。

◆建築物の規模や形状の特徴を考慮する

- ・建築物の規模や、形状の特徴を考慮し、形状や素材の切り替えを活用した配色とするよう配慮する。

4 色彩景観基準等について

(5) 景観形成基準等の見直し～各基準等の(案)

② 色彩景観基準の案

後半

凡例：マーカー：追加 引き出し線：修正意図
(構成の修正に伴う修正、細かな表現の修正は表示していません。)

現 行

- ④ 橋りょう、高架橋、擁壁などの大規模な水平工作物は、周りとの調和に配慮する。
- ⑤ 鉄塔、煙突などの大規模な垂直工作物は、周囲環境と同化させる。
- (4) 札幌の景観色70色

薄桜	雪灯	乳白	鈴蘭	陽光白	氷白	氷柱	雪花	水晶白	新雪
百合	百合	白樺	路の薔	氷雨	雪まつり	雪虫	リラ幾	凍白	霧水
白茶	雪消水	札幌	キャベツ	創成郡	樹氷	雪影	ライラ	薄氷	銀鱗
カエ・	ベージュ	薄	中の島	山崎	蝦夷	蝦夷	札幌	札幌	札幌
ミドリ	蝦夷	馬鈴薯	羊ヶ丘	モエ	オー	パン	産金草	郭公	蝦夷
金時	栗鼠	馬鈴薯	羊ヶ丘	モエ	オー	パン	産金草	郭公	蝦夷
ベチカ	蝦夷	ピア茶	藻岩山	三角山	ボプラ	豊平川	小豆	石切山	開拓使
煉瓦	生チョコ	団栗	熊笹	芸術	蝦夷	藍の里	蝦夷	月無夜	黒島



改 正 案 (案)

◆ 工作物について

- ・橋梁・高架橋などの大規模な水平工作物は、周辺との調和を考慮した色彩とするよう配慮する。
- ・擁壁は、周辺と同化させ、存在感を薄める色彩とするよう配慮する。
- ・鉄塔・煙突など、周囲から垂直方向に突出する工作物は、周辺と同化させ、存在感を薄める色彩とするよう配慮する。

上記の基準の運用は、「札幌の景観70色色彩景観基準運用指針」による。
景観色70色の近似色の範囲は、「札幌の景観色70色限界色の範囲」による。

< 札幌の景観色70色 >

新雪	水晶白	氷柱	氷白	陽光白	鈴蘭	乳白	雪灯	第2版※
霧水	凍白	雪虫	雪まつり	氷雨	路の薔	白樺	百合	綿毛
銀鱗	薄氷	雪影	樹氷	創成郡	キャベツ	札幌	雪消水	白茶
吹雪	札幌	蝦夷	山崎	蝦夷	中の島	薄	ベージュ	カエ・
蝦夷	郭公	パン	オー	モエ	羊ヶ丘	馬鈴薯	蝦夷	ミドリ
開拓使	石切山	豊平川	ボプラ	三角山	藻岩山	ピア茶	蝦夷	ベチカ
黒島	月無夜	藍の里	蝦夷	芸術	熊笹	団栗	生チョコ	煉瓦

具体的な内容などについて、「使用割合の目安」(前ページ)「限界色の範囲」「運用指針」によることを記載

※改定に併せ測定値に近い値に修正。第2版と表示(以降略)

4 色彩景観基準等について

(5) 景観形成基準等の見直し～各基準等の(案)

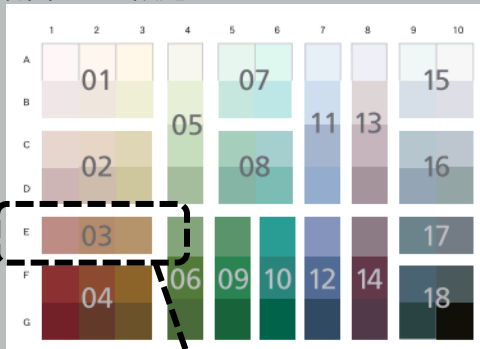
③ 限界色の範囲の案【報告】

色彩景観基準では、「色彩の範囲は『札幌の景観色70色』とその近似色を基本とする。」としており、その「近似色」の範囲を「限界色」として示している。

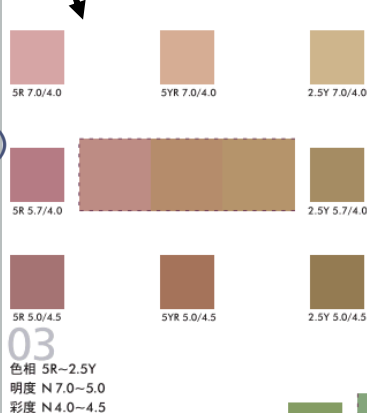
色調によりグループをわけて、グループごとに色相・明度・彩度の許容範囲の幅を表している。「より70色に近い色の選定」と「使用割合の目安」との連携を図るため、グループの細分化とそれに伴う限界色の範囲の変更を行った。

現行 限界色票

70色を18のグループに分けて、各グループごとに許容範囲の色を設定



例
(03グループ)



改正案 (案) 限界色の範囲

70色を21のグループと9つの単色に分けて、各グループと9つの単色(以下「グループ等」という。)に許容範囲の色を設定(全色分は参考資料)

※許容する色の範囲を設ける考え方は現行と同じ。
グループ等を細かく設定

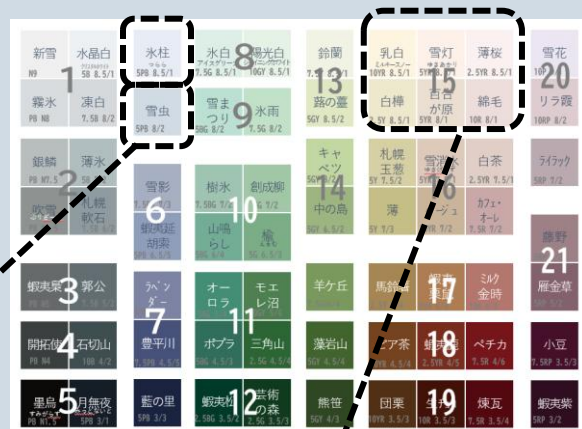
色相：2.5PB～5PB
明度：9.0～8.0
彩度：0～1.0

氷柱
つらら
5PB 8.5/1

色相：2.5PB～5PB
明度：8.5～7.5
彩度：1.0～2.0

雪虫
5PB 8/2

例
(氷柱、雪虫)



例
(15グループ)

黒文字：限界色
青文字：限界色からはずれる彩度の低い色(使用にあたり協議が必要な色)

4 色彩景観基準等について

(5)景観形成基準等の見直し～各基準等の(案)

④使用割合の目安の案【報告】

色彩景観基準では「アクセントとなる色彩は、低層部に採用するなど、面積を押さえた効果的な使い方をする」としており、その使用割合の目安を別途示している。

現行は、行ごとに使用割合の目安を設定しているが、グリーン系など、使い方が難しい色の使用割合を低くするとともに、限界色のグループ等に合わせたラインに変更した。

現 行

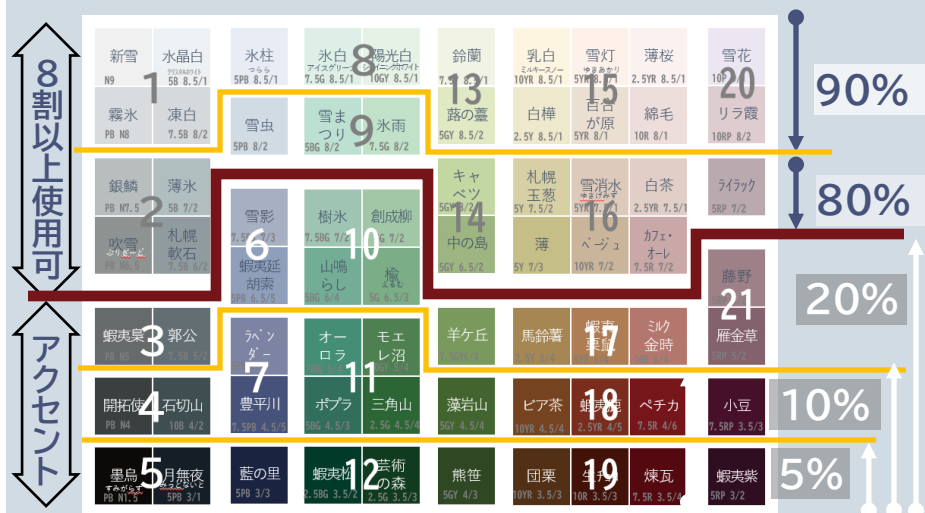
使用割合の目安を行で設定



※アクセントとなる色彩の割合の目安(%)は累計

改正案(案) 各色の使用割合の目安

使用割合の目安をグループ等に合わせたラインとする



※アクセントとなる色彩の割合の目安(%)は累計(考え方の変更はなし)

4 色彩景観基準等について

(5)景観形成基準等の見直し～各基準等の(案)

⑤色彩景観基準運用指針

色彩景観基準の具体的な運用である運用指針について、基準整理(色彩景観基準と連動した項目とし、見出しを追加したほか、基準を追加)

色彩景観基準（案 再掲）	運用指針は全面的に再整理したため、新旧ではなく色彩景観基準案との並列表示 札幌の景観色 70色色彩景観基準運用指針（案）
--------------	---

建築物及び工作物の外観を構成する部分の色彩は、その範囲を『札幌の景観色70色』（マンセル値を参考）とその近似色を基本とするほか、以下のとおりとする。ただし、景観の形成上支障がないと認められる場合、又は航空法等の他法令に基準のある場合は、この限りでない。

◆**周辺との調和を考える**
・計画建築物等の両側を意識した「向こう三軒両隣」の考え方にに基づき、特段の事情がない限り、周辺建築物等との調和や、街並み全体の一体感の創出を考慮した色彩とするよう配慮する。

◆**季節等を考慮する**
・色彩の見え方は太陽光の影響を受けることから、計画建築物等の各立面が向いている方角を考慮した色彩とするよう配慮する。
・四季を通して違和感が生じないよう、季節ごとに移り替わる木々の色や、雪の色を考慮した色彩とするよう配慮する。

◆**配色を考える**
・アクセントとなる色彩は、低層部に採用するなど、面積を押さえた効果的な使い方をする。使用割合の目安は、具体的には「札幌の景観色70色の使用割合の目安」による。
・各部分の色彩が、建築物全体として調和するとともに、圧迫感を与えないよう配慮する。

◆**立地を考慮する**
・計画地の立地(都心部、山地など)を踏まえた色彩とするよう配慮する。

景観形成基準（色彩ゾーン部分抜粋。再掲）

＜都心ゾーン＞
・通りごとの調和に配慮するとともに、洗練された外観となるよう素材や色彩に配慮する。
＜一般市街地ゾーン＞
・雑然とした印象とならないよう周辺の建築物との調和を図るとともに、高層部は空の広がりを感じられるよう努める。
＜山地のみどりに近接するゾーン＞
・背景となる豊かな自然を生かすため、周辺のみどりと調和するよう配慮する。
＜工業地・流通業務地ゾーン＞
・圧迫感を軽減するとともに、殺風景にならないような工夫に努める。
・ランドマークとなる景観資源より目立たない色彩するよう配慮する。

「**限界色の範囲**」が対応

◆**周辺との調和を考える**
・周辺に溶け込んだり、馴染む配色となるよう配慮する。
・周辺の小さな建築物の外壁の色より、高明度・低彩度にするなどの工夫に努める。

◆**季節等を考慮する**
・計画建築物の向いている方角を考慮した色彩とするよう配慮する。
※同色であっても、北東面に面する壁面では影の影響で暗く見え、南西に面する壁面では太陽光の影響で明るく見えるため、クール系※の色彩は北東面で 美しく、ウォーム系の色彩は南西面で美しく見える。
・季節、時間帯、天候ごとの空の色を背景としたとき、美しく見えるよう配慮する。
・雪と一体で見るとときに美しく見えるよう努める。
・中、低層部は、季節ごとの木々の幹や葉・花の色と一体で見るととき、美しく見えるよう努める。

◆**配色を考える**
※一見同じ色でも、微妙な色相の違いにより、涼しげな印象を受けたり温かみのある印象となり、前者をクール系、後者をウォーム系と記載
・アクセントとなる色彩は、部分的(各立面の5～20%程度までを目安)に使用する。ただし、3階(概ね10m)程度の高さまでの使用であって、かつ、周辺の状況を踏まえて支障がないと認められる場合はこの限りでない。アクセントとなる色彩の目安は「札幌の景観色70色使用割合の目安」による。
・アクセントとなる色彩は、縦方向の分節としての使用、低層部への使用など効果的に使用するよう配慮する。
・基調となる色を複数使用するときは、2、3色程度とし色相を揃えるよう努める。複数の色相を使用する場合は、トーン※を揃えるなど、まとまりのある配色とするよう配慮する。
・凹凸や素材の切り替えのない壁面の中間部等での塗分けなど、色の違いのみに頼ったデザインは避け、柱型や軒装飾などの形状や素材を切り替えす部分を活用して塗分けするよう配慮する。
・配色にあたっては、素材の質感や光沢にも配慮する。
・壁面が模様・柄に見えるデザインとならないよう配慮する。
・屋上の色彩が外部から確認できる場合は、無彩色とするなど落ち着いた色彩とするよう配慮する。
・パラペットにアクセントとなる色彩を使用する場合は、空を背景としたときに存在感が強くなりすぎないように配慮する。
・低層部の軒天など歩行者から見える部分は、歩行者からの見え方を考慮し、建築物の外装の一部として配色するよう努める。
※トーン:明度と彩度を組み合わせた色の調子

◆**立地を考慮する**
＜都心ゾーン＞
・同じ通り沿いの建築物と調和するとともに、高層部は高明度の無彩色・ごく低彩度の色彩とするよう努める。木質材など、自然素材を採用する場合は、赤みや黄色みが強くないよう配慮する。

＜一般市街地ゾーン＞
・周辺の建築物の色味やトーンを考慮するとともに、高層部は高明度、低彩度とするよう努める。

＜山地のみどりに近接するゾーン＞
・中層部より低い部分は、周辺の木の幹や土の色相を踏まえた配色とするよう努める。山のみどりが背景となる部分は、背景のみどりに溶け込むような配色に努める。(このとき、周辺の建築物の色彩やトーンを踏まえて支障がない場合は、背景のみどりより低明度かつ低彩度の色彩を採用することを許容する。)
・山の稜線から突出し、空が背景となる場所に位置することが明らかな部分は、無彩色の白に近づけるなど、空の色と同化させて存在感を薄くするよう努める

＜工業地・流通業務地ゾーン＞
・色や素材、形状を組み合わせで分節化を図るよう努める。

＜景観まちづくり推進区域＞
・各区域の特徴を踏まえた色彩を採用するよう努める。

＜その他＞
・近接するレンガ造や軟石造などの景観資源と同じ素材や同様の色彩の素材を採用する場合は、その資源より目立たない程度の範囲とするなど、調和に努める。
・ランドマークとなる景観資源に近接したり、背景となるなど、当該景観資源を見たときに視界に入る位置にある場合は、当該景観資源より目立たず、存在感が薄くなるような配色とするよう努める。
・ススキノ周辺は、周辺の状況を踏まえてつつ適切な配色を行うよう努める。(周辺の状況により低明度や高彩度の色彩を採用することを許容する。)

具体的使用割合部分は「使用割合の目安」が対応

4

色彩景観基準等について

(5)景観形成基準等の見直し～各基準等の(案)

⑤色彩景観基準運用指針

色彩景観基準（案 再掲）	札幌の景観色 70色色彩景観基準運用指針（案）
◆建築物の規模や形状の特徴を考慮する ・建築物のボリュームや、形状の特徴を考慮し、形状や素材の切り替えを活用した配色とするよう配慮する。 ◆工作物について ・橋梁・高架橋などの大規模な水平工作物は、周辺との調和を考慮した色彩とするよう配慮する。 ・擁壁は、周辺と同化させ、存在感を薄める色彩とするよう配慮する。 ・鉄塔・煙突など、周囲から垂直方向に突出する工作物は、周辺と同化させ、存在感を薄める色彩とするよう配慮する。	◆建築物の規模や形状の特徴を考慮する ○塔状の建築物 低層部だけでなく、中層部でも形状や素材の切り替えを活用して色彩を変更するなどの工夫に努める。 ○水平方向に長大な建築物 ・垂直方向に適宜分節するよう努める。 ・工場など窓が少なく階高が高い建築物では、1つ1つの壁面が大きく、使用する色彩の印象が強まることが考えられるため、低彩度の色彩を使用するとともに、階を単位とした塗分けは安易に行わないよう配慮する。 ○大規模複合ビルなど、水平にも垂直にも特に大きな建築物 ・通常の配色目安よりもアクセントとなる色彩の割合は低くするよう配慮する。 ・壁面が大きく圧迫感を感じやすいため、デザインの切り替えしなどによる分節化に努める。 ○無窓の建築物又は無窓の部分が生じる建築物 ・大面積で窓のない壁面部分が生じる建築物では、当該部分により圧迫感や違和感を生じさせないよう、また、当該部分以外の部分との印象の差を生じさせないよう形状や素材と色彩の組み合わせに配慮する。 ・立体駐車場は、存在感が小さくなるよう、周辺の建築物より高明度低彩度とするよう配慮する。 ○共同住宅などバルコニーの多い建築物 ・配色に当たっては、バルコニーや階段、共用部などによる凹凸を生かすよう努める。 ・バルコニー部分をほかの部分と別の色彩とする場合は、バルコニー部分がほかの部分と比較して主張しすぎないように配慮する。 ・バルコニーの天井が歩行者から見える位置にある場合は、圧迫感を感じないような色彩とするよう努める。 ○壁面に太陽光発電設備が設置される建築物 ・太陽光発電設備の色彩が強い印象を持つことから、当該設備が浮いて見えないよう設置位置周囲の色彩を調整するなど、壁面全体に一体感を持たせるよう配慮する。 ◆工作物について ○橋梁、高架橋などの工作物 ・周辺との調和に配慮する。 ・下部構造部分は中明度、かつ、無彩色又はごく低彩度とし、橋脚部分などのコンクリート素地に塗装が不要な場合は、着色を避けるよう配慮する。 ・上部構造部分は、空が背景となる場合は無彩色の白に近づけるよう配慮する。 ・ランドマークとなる橋梁については、個別にシミュレーションの上配色するよう配慮する。 ○擁壁などの工作物 ・塗料などによる着色は避け、コンクリート素地を基本とするよう配慮する。 ・みどりに囲まれた景勝地であるなど、コンクリート素地の色が周辺と調和しない場合は、景観色70色に関わらず、周辺と同化する明度で、彩度のごく低い色彩とするよう努める。 ○鉄塔・煙突などの工作物 ・建築物に囲まれた部分は、中明度の無彩色を使い、周辺と同化させるよう配慮する。 ・周辺から突出する上部においては無彩色の白に近づけるなど、空の色と同化させて存在感を薄くするよう配慮する。 ・山林の中間部など、みどりに囲まれた場所に位置する場合は、景観色70色に関わらず、周辺と同化する明度で、彩度のごく低い色彩とするよう努める。 ・山頂など、空が背景となる場所に位置する場合は、無彩色の白に近づけるなど、空の色と同化させて存在感を薄くするよう配慮する。 ※航空法等、法令により色彩に関する定めがある場合を除く。

4 色彩景観基準等について

(5)ご審議いただきたい事項

- ・景観形成基準、色彩景観基準、運用指針の項目(内容)について
(過不足はないか、など)

札幌の景観の特徴を踏まえた方針

地形・自然

A1	気候、地形、植生、水辺などの自然環境を生かした景観形成を図ります。 ・四季が明瞭な気候特性を生かし、四季の変化が感じられる景観形成を図ります。 ・札幌の地形が持つ地形の特徴を尊重し、それらの手がかりとなる植生、水辺、地形など地域固有の自然環境を生かした景観形成を図ります。 【地形の特徴】 山 地：自然と市街地が近接、ひな壇状の街並み、坂 など 丘陵地：波状の起伏（坂、崖、崖（がい）線（せん）のみどり等）など 扇状地：微地形等の札幌の原風景を想起させる場所 など 平 地：田園風景、防風林 など
A2	多様な生態系の保全に配慮した景観形成を図ります。 ＜関連計画・施策のうち連携を意識した点＞ ・みどりの基本計画における「特長的な森林保全・活用」や「市街地のみどりの推進」などの取組等 ・生物多様性さっぽろビジョンにおけるゾーン設定とゾーンごとの目標 ・第2次札幌市環境基本計画における将来像の実現に向けた5つの柱のうち「都市と自然が調和した自然共生社会の実現」等

都市の成り立ち

B1	歴史的・文化的なまちの景観資源等を生かした景観形成を図ります。 ・格子状道路や防風林など、都市の成り立ちを尊重した景観形成を図ります。 ・歴史的な建築物等に配慮した魅力的な景観形成を図ります。 ・れんが、札幌軟石などの地域の資源に配慮した質の高い景観形成を図ります。 ＜関連計画・施策のうち連携を意識した点＞ ・文化芸術基本計画における「文化遺産・自然遺産の保存と活用」の取組等 ・文化財保存活用地域計画における取組等
----	---

街並み

C1	市街地では大規模建築物等の誘導のために設定する4つのゾーンを踏まえた景観形成を図ります。 【都心ゾーン】 ・札幌の魅力を先導する洗練された、活力とにぎわいのある景観形成を図ります。 ・格子状街路の連続性が感じられる中に、辻空間や緑地空間が個性をつくる景観形成を図ります。 ・人にやさしく快適な、まち巡りが楽しい空間の創出を重視した景観形成を図ります。 【一般市街地ゾーン】 ・地域ごとのまとまりに配慮した愛着の持てる景観形成を図ります。 ・地域交流拠点では、多くの人が集まる場所として魅力のある景観形成を図ります。 ・高次機能交流拠点では、場所ごとの特徴を踏まえた魅力のある景観形成を図ります。 ・住宅市街地では、高密度な居住と都市機能を備えた複合型高度利用市街地、多様な居住機能と生活利便機能を持つ一般住宅地、ゆとりある郊外住宅地それぞれの機能・環境を踏まえた、愛着の持てる景観形成を図ります。 【山地のみどりに近接するゾーン】 ・みどりの豊かさを生かした、落ち着いた景観形成を図ります。 ・地域交流拠点では、落ち着いたがありながらも、多くの人が集まる場所として魅力のある景観形成を図ります。 ・高次機能交流拠点では、場所ごとの特徴を踏まえた魅力のある景観形成を図ります。 【工業地・流通業務地ゾーン】 ・隣接する周辺の市街地との調和に配慮した景観形成を図ります。 C2 市街地の外では、維持・保全された豊かな自然や農地を尊重した景観形成を図ります。 ・高次機能交流拠点では、市街地の外であることを前提にしつつ、場所ごとの特徴を踏まえた魅力のある景観形成を図ります。 ＜関連計画・施策のうち連携を意識した点＞ ・都市計画マスタープラン（立地適正化計画を含む）におけるまちづくりの方向性等 ・都心まちづくり計画におけるまちづくりの方向性等 ・生物多様性さっぽろビジョンにおけるゾーン設定とゾーンごとの目標
----	---

C3	道路ごとの特徴を生かした魅力的な沿道の景観形成を図ります
C4	場所の魅力につながる道路空間の整備や維持保全・活用により、にぎわいある景観形成を図ります。 ＜関連計画・施策のうち連携を意識した点＞ ・都市計画マスタープラン（立地適正化計画を含む）におけるまちづくりの方向性等 ・都心まちづくり計画におけるまちづくりの方向性等 ・歩行者利便増進道路制度（通称：ほこみち制度）など

C5	豊かなみどりを守り、新しいみどりを育て、みどりをつなげる景観形成を図ります。
C6	河川を生かし水辺とみどりが一体となった潤いある景観形成を図ります。
C7	骨格となる水とみどりのネットワークや特徴ある水辺空間やみどりと協調した景観形成を図ります。 ＜関連計画・施策のうち連携を意識した点＞ ・都市計画マスタープラン（立地適正化計画を含む）におけるまちづくりの方向性等 ・みどりの基本計画におけるみどりのネットワークや緑地保全創出地域制度等

C8	場所にに応じた質の高い広告物・サインがある景観形成を図ります。 ＜関連計画・施策のうち連携を意識した点＞ ・屋外広告物条例（第1種地域、第2種地域、第3種地域、景観保全型広告整備地区、広告活用型広告整備地区）による施策の方向性
----	---

活動・営み

D1	人々の活動・営みが地域らしさを演出する景観形成を図ります。 ・建築物等の内外で行われる人々の活動・営みが感じられる景観形成を図ります。 ・多くの人が訪れる場所では、場所ごとの特徴や文化を踏まえたにぎわいのある景観形成を図ります。 ・地域への愛着が高まる景観形成を図ります。 D2 時代を経て成熟していく質の高い景観形成を図ります。 D3 使用されていない建築物や土地等が生じる際は、周辺の街並みや環境を悪化させないように配慮がなされた景観形成を図ります。 ＜関連計画・施策のうち連携を意識した点＞ ・文化財保存活用地域計画における取組等。 ・観光まちづくりプランにおける取組等。 ・空き家対策や国庫帰属制度による対策等。
----	---

都市の魅力

E1	札幌の眺望の特徴を尊重した景観形成を図ります。 【景観形成の対象とする眺望】 見晴らし景 大倉山展望台から東方向の眺望、豊平川に架かる橋からの眺望 見通し景 創成川通（都心まちづくり計画で位置づけるやすらぎの軸の範囲）の南北方向の眺望、北三条通（都心まちづくり計画で位置づけるにぎわいの軸とうけつぎの軸の交差する場所）の西方向の眺望 囲み景 定山溪大橋からの眺望（定山溪地区景観まちづくり指針で位置づける眺望点と共通） 重点眺望 さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望
E2	札幌の夜間景観の特徴を踏まえた景観形成を図ります。
E3	雪のある冬季の景観が札幌の個性の一つであることを踏まえ、雪を生かした景観形成を図ります。
E4	雪と共生する良好な景観形成を図ります。

O	特定の地区ごとの特徴を踏まえた景観形成を図ります。 【景観計画重点区域】 景観の特徴を踏まえた良好な景観の形成に関する方針に即し、地区の特性に応じて地区ごとに方針を定めます。 【景観まちづくり推進区域等】 景観の特徴を踏まえた良好な景観の形成に関する方針に即し、地区の特性に応じて地区ごとに方針を定めます。
---	---

方針

景観形成基準（建築物）

ゾーン基準

眺望

E1	【見晴らし景】 大倉山展望台や豊平川に架かる橋など山や橋などを視点場とした、市街地や山並みの広がり、都心のスカイライン、道路の軸線やみどり等の見晴らしを阻害しないよう建築物の形態等に配慮するとともに、それらの見晴らしをより魅力的にしていくために建築物の形態や照明等の工夫に努める。 【見通し景】 創成川通や北三条通などの通りを視点場とした、アイストップとなる建築物等、並木の緑取り、視線を誘導する直線道路等の見通しを阻害しないよう建築物の形態等に配慮するとともに、それらの見通しをより魅力的にしていくために建築物の形態や照明等の工夫に努める。 【囲み景】 定山溪大橋など谷筋の橋を視点場とした、山並みのみどり、谷筋の建築物、川や湖の水辺等に囲まれた眺望を阻害しないよう建築物の形態等に配慮するとともに、眺望をより魅力的にしていくために建築物の形態や照明等の工夫に努める。 【見晴らし景】 ＜都心ゾーン＞ ・視点場からの見え方を踏まえ、建築物の頂部の形状や高層部のライトアップを工夫するなど、都心を強調するよう努める。 ＜一般市街地ゾーン＞ ・河川に近接する計画敷地では、河川に向かって掲出する広告物を照明等により照らすことや、広告物を発光させることを避けるなど、良好な河川沿いの景観が形成されるよう配慮する。 ＜山地のみどりに近接するゾーン＞ ・建築物は背景となる自然環境と調和する色彩とするよう配慮する。 ・計画敷地が山麓の場合は、視点場からの見晴らしを阻害しないよう、屋外広告物の色彩デザインや照明等の工夫に配慮する。 【見通し景】 ＜都心ゾーン＞ ・建築物の中・低層部は、隣接する建築物等と共通するデザインをポイントで取り入れるなど、通り全体の魅力を高める工夫に努める。 ・建築物の高層部は、見通しを阻害しないよう、目立つ形態や意匠を控えたデザインとするよう配慮する。 ・通りの先にアイストップとなる建築物等がある場合は、通りの沿道の魅力を形成するよう建築物のデザインの工夫に努める。 【囲み景】 ＜山地のみどりに近接するゾーン＞ ・山並みのみどりの連続性に配慮した配置となるよう配慮するとともに、外観の素材や色彩を選定するよう配慮する。 ・視点場からの見え方を意識し、河川沿いにテラスを設置するなどの工夫に努める。
----	---

夜間景観

A2 E2	・暖かみのある光環境を基本とし、場所の特性に応じた照明により演出するよう配慮する。 ・クレア等を生じさせない適切な照明とするよう配慮する。 ・着色や点滅・動光する照明による演出は周辺との調和を慎重に検討したうえで行うこととし、安易に行わない。また、激しく動光が変化するものや華美なものは原則として使用しない。 ・生態系への影響等に配慮し、場所の特性に応じた光量や光の向き等とするよう努める。 ＜都心ゾーン＞ ・夜間においても魅力的な歩行空間となるよう、壁面のライトアップ、建築物低層部の開口部やショーウィンドウから漏れ出る光、外構等の照明により、暖かみのある光が連続した印象の演出に努める。また、交差点に面する建築物では、角を際立たせるなど、場所の印象を高める演出とするよう努める。 ・外部と内部に視覚的なつながりがあるデザインとする場合は、魅力的な夜間景観に資する適切な内部の照明を計画するとともに、外部からの見え方を考慮した内部のしつらえとするよう努める。
----------	--

雪冬季の景観

E3	・敷地内に積もる雪も冬の景観をつくる大切な要素であると捉え、雪の美しさを見ることができる仕掛けを設けるよう努める。
E4	・北風や落雪を考慮した建築物の配置や形態、外壁形状等とするよう努める。 ・冬でも快適に暮らせるよう雪の堆積スペースを確保するほか、効果的なロードヒーティングの設置などによる良好な歩行環境を確保するよう努める。 ＜都心ゾーン＞ ・建築物や外構、オープンスペース等において、誰もが雪や冬季の景観を楽しむことができる場づくりに努める。 ・白い雪の中で建築物や植栽が美しく見える照明計画やライトアップに努める。

全市的

地区ごと

札幌の景観の特徴を踏まえた方針

地形・自然

A1 気候、地形、植生、水辺等などの自然環境を生かした景観形成を図ります。 ・四季が明瞭な気候特性を生かし、四季の変化が感じられる景観形成を図ります。 ・札幌の地形が持つ地形の特徴を尊重し、それらの手がかりとなる植生、水辺、地形など地域固有の自然環境を生かした景観形成を図ります。 【地形の特徴】 山 地：自然と市街地が近接、ひな壇状の街並み、坂 など 丘陵地：波状の起伏（坂、崖、崖（がい）線（せん）のみどり等）など 扇状地：微地形等の札幌の原風景を想起させる場所 など 平 地：田園風景、防風林 など
A2 多様な生態系の保全に配慮した景観形成を図ります。 ＜関連計画・施策のうち連携を意識した点＞ ・みどりの基本計画における「特長的な森林保全・活用」や「市街地のみどりの推進」などの取組等 ・生物多様性さっぽろビジョンにおけるゾーン設定とゾーンごとの目標 ・第2次札幌市環境基本計画における将来像の実現に向けた5つの柱のうち「都市と自然が調和した自然共生社会の実現」等

都市の成り立ち

B1 歴史的・文化的なまちの景観資源等を生かした景観形成を図ります。 ・格子状道路や防風林など、都市の成り立ちを尊重した景観形成を図ります。 ・歴史的な建築物等に配慮した魅力的な景観形成を図ります。 ・れんが、札幌軟石などの地域の資源に配慮した質の高い景観形成を図ります。 ＜関連計画・施策のうち連携を意識した点＞ ・文化芸術基本計画における「文化遺産・自然遺産の保存と活用」の取組等 ・文化財保存活用地域計画における取組等
--

街並み

C1 市街地では大規模建築物等の誘導のために設定する4つのゾーンを踏まえた景観形成を図ります。 【都心ゾーン】 ・札幌の魅力を先導する洗練された、活力とにぎわいのある景観形成を図ります。 ・格子状街路の連続性が感じられる中に、辻空間や緑地空間が個性をつくる景観形成を図ります。 ・人にやさしく快適な、まち巡りが楽しい空間の創出を重視した景観形成を図ります。 【一般市街地ゾーン】 ・地域ごとのまとまりに配慮した愛着の持てる景観形成を図ります。 ・地域交流拠点では、多くの人が集まる場所として魅力のある景観形成を図ります。 ・高次機能交流拠点では、場所ごとの特徴を踏まえた魅力のある景観形成を図ります。 ・住宅市街地では、高密度な居住と都市機能を備えた複合型高度利用市街地、多様な居住機能と生活利便機能を持つ一般住宅地、ゆとりある郊外住宅地それぞれの機能・環境を踏まえた、愛着の持てる景観形成を図ります。 【山地のみどりに近接するゾーン】 ・みどりの豊かさを生かした、落ち着いた景観形成を図ります。 ・地域交流拠点では、落ち着いたながらも、多くの人が集まる場所として魅力のある景観形成を図ります。 ・高次機能交流拠点では、場所ごとの特徴を踏まえた魅力のある景観形成を図ります。 【工業地・流通業務地ゾーン】 ・隣接する周辺の市街地との調和に配慮した景観形成を図ります。 C2 市街地の外では、維持・保全された豊かな自然や農地を尊重した景観形成を図ります。 ・高次機能交流拠点では、市街地の外であることを前提にしつつ、場所ごとの特徴を踏まえた魅力のある景観形成を図ります。 ＜関連計画・施策のうち連携を意識した点＞ ・都市計画マスタープラン（立地適正化計画を含む）におけるまちづくりの方向性等 ・都心まちづくり計画におけるまちづくりの方向性等 ・生物多様性さっぽろビジョンにおけるゾーン設定とゾーンごとの目標

C3 道路ごとの特徴を生かした魅力的な沿道の景観形成を図ります C4 場所の魅力につながる道路空間の整備や維持保全・活用により、にぎわいある景観形成を図ります。 ＜関連計画・施策のうち連携を意識した点＞ ・都市計画マスタープラン（立地適正化計画を含む）におけるまちづくりの方向性等 ・都心まちづくり計画におけるまちづくりの方向性等 ・歩行者利便増進道路制度（通称：ほこみち制度）など
--

C5 豊かなみどりを守り、新しいみどりを育て、みどりをつなげる景観形成を図ります。 C6 河川を生かし水辺とみどりが一体となった潤いある景観形成を図ります。 C7 骨格となる水とみどりのネットワークや特徴ある水辺空間やみどりと協調した景観形成を図ります。 ＜関連計画・施策のうち連携を意識した点＞ ・都市計画マスタープラン（立地適正化計画を含む）におけるまちづくりの方向性等 ・みどりの基本計画におけるみどりのネットワークや緑地保全創出地域制度等
--

C8 場所に応じた質の高い広告物・サインがある景観形成を図ります。 ＜関連計画・施策のうち連携を意識した点＞ ・屋外広告物条例（第1種地域、第2種地域、第3種地域、景観保全型広告整備地区、広告活用型広告整備地区）による施策の方向性

活動・営み

D1 人々の活動・営みが地域らしさを演出する景観形成を図ります。 ・建築物等の内外で行われる人々の活動・営みが感じられる景観形成を図ります。 ・多くの人が訪れる場所では、場所ごとの特徴や文化を踏まえたにぎわいのある景観形成を図ります。 ・地域への愛着が高まる景観形成を図ります。 D2 時代を経て成熟していく質の高い景観形成を図ります。 D3 使用されていない建築物や土地等が生じる際は、周辺の街並みや環境を悪化させないように配慮がなされた景観形成を図ります。 ＜関連計画・施策のうち連携を意識した点＞ ・文化財保存活用地域計画における取組等。 ・観光まちづくりプランにおける取組等。 ・空き家対策や国庫帰属制度による対策等。
--

都市の魅力

E1 札幌の眺望の特徴を尊重した景観形成を図ります。 【景観形成の対象とする眺望】 見晴らし景 大倉山展望台から東方向の眺望、豊平川に架かる橋からの眺望 見通し景 創成川通（都心まちづくり計画で位置づけるやすらぎの軸の範囲）の南北方向の眺望、北三条通（都心まちづくり計画で位置づけるにぎわいの軸とうつけぎの軸の交差する場所）の西方向の眺望 囲み景 定山溪大橋からの眺望（定山溪地区景観まちづくり指針で位置づける眺望点と共通） 重点眺望 さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望
E2 札幌の夜間景観の特徴を踏まえた景観形成を図ります。
E3 雪のある冬季の景観が札幌の個性の一つであることを踏まえ、雪を生かした景観形成を図ります。 E4 雪と共生する良好な景観形成を図ります。

O 特定の地区ごとの特徴を踏まえた景観形成を図ります。 【景観計画重点区域】 景観の特徴を踏まえた良好な景観の形成に関する方針に即し、地区の特性に応じて地区ごとに方針を定めます。 【景観まちづくり推進区域等】 景観の特徴を踏まえた良好な景観の形成に関する方針に即し、地区の特性に応じて地区ごとに方針を定めます。

方針

景観形成基準（工作物）

共通	造成	A1 A2	・地形や水辺などの自然環境の特徴を生かすよう努める。 ・地域の植生に配慮する。
	色彩	A1 C1 C2 C6	・背景となる自然環境や街並みに調和した色彩とする。色彩は別表●「色彩景観基準」による。 ・工作物に附帯する柵や設備等は周囲に溶け込むような目立たない色彩とするよう配慮する。色彩は別表●「色彩景観基準」による。
	管理維持	D2	・適切な維持管理を行う。

橋りょう・高架橋等	形態	C1 C3 C6	・構造形式の選定にあたっては、場所性にも配慮する。 ・橋りょうへ向かうアプローチ道路と橋りょうの連続性をつくるよう配慮する。 ・計画中の橋りょうと近隣の橋りょうが重なりあった時の見え方を考慮したデザインとする。 ・上部工・下部工を一体的に捉えるとともに、桁や地覆、高欄などの連続感を大切にし、照明や防音壁などを含めた全体のバランスに配慮する。 ・軽やかなデザインの高欄や、橋脚の面分割などにより全体の量感を抑える。 ・場所性を踏まえた橋詰のデザインとする。 ・具象的な装飾や華美なデザインは原則として避ける。 ・配管や電気設備等は目立たないよう、全体のデザインの一部とするなど修景するよう配慮する。
	物等附帯	C1 C3 C7	・附帯する案内板、柵、照明柱等のデザインを統一するよう配慮する。 ・附帯する案内板は集合化するよう配慮する。
	景夜観間	A2 E2	・ランドマークとなる橋りょうについては、場所の特性に応じて照明により演出するよう配慮する。 ・生態系への影響等に配慮し、場所の特性に応じた光量や光の向きなどを考慮した照明とするよう努める。

鉄塔・煙突等	形態	C1 C2	・全体の量感を軽減するよう工夫するとともに、構造美を生かした形態とする。 ・必要最小限の大きさとする。
	外構	A1 C1 C2	・周辺の自然環境や街並みと調和させるため、足元を緑化するなど修景する。
	附帯物等	C1 C2	・周囲に設置する立ち入り防止柵などは、目立たない色彩とするよう配慮する。

擁壁等	形態等	C1 C3 C4	・歩行者等に対する圧迫感や違和感を軽減するよう、存在感を最小限に抑える造成や十分な緑化を行うよう配慮する。
	附帯物等	C1 C2	・柵や設備等は、目立たない色彩とするよう配慮する。

太陽光発電設備等	配置等	C1 C2	・主要な道路や視点場などからの見え方に配慮して配置するとともに、緑化などにより修景を行うよう配慮する。
	附帯物等	C1 C2	・柵や管理用建築物等は、目立たない色彩とするよう配慮する。

4 色彩景観基準等について(参考)

(5)景観形成基準等の見直し～各基準等の(案)

③限界色の範囲の案【報告】

限界色の範囲 全色分

新雪 N9 1	水晶白 クリスタルホワイト 5B 8.5/1 色相：2.5B～10B 明度：9.0～7.5 彩度：0～2.0
霧氷 PB N8	凍白 7.5B 8/2
銀鱗 PB N7.5 2	薄氷 5B 7/2 色相：2.5B～7.5B 明度：7.5～5.5 彩度：0～2.0
吹雪 PB N6.5	札幌軟石 7.5B 6/2 色相：2.5B～5PB 明度：8.0～7.5 彩度：0～1.0
蝦夷栗 PB N5 3	郭公 7.5B 5/2 色相：5B～7.5B 明度：5.5～4.5 彩度：0～2.0
開拓使 PB N4 4	石切山 10B 4/2 色相：10B～2.5PB 明度：4.5～3.5 彩度：0～2.0
星鳥 すみからす PB N1.5 5	月無夜 みづからい 5PB 3/1 色相：5PB～7.5PB 明度：3.5～1.5 彩度：0～1.0
	色相：5PB～7.5PB 明度：6.0～4.0 彩度：0～3.0
	色相：5PB～7.5PB 明度：3.5～2.5 彩度：2.0～3.0
	色相：5PB～7.5PB 明度：4.0～2.5 彩度：1.0～2.0

氷白 アイスホワイト 7.5G 8.5/1 色相：10GY～10G 明度：9.0～8.0 彩度：0～1.0	陽光白 サンシャインホワイト 10GY 8.5/1
雪まつり 5BG 8/2 9	氷雨 7.5G 8.5/2 色相：5G～7.5BG 明度：8.5～7.5 彩度：1.0～2.0
樹氷 7.5BG 7/2 10	創成湖 6.5 7/2 色相：2.5G～7.5BG 明度：7.5～5.5 彩度：1.0～4.0
山鳴らし 7.5G 6/2	猿 7.5G 6/2 色相：2.5G～7.5BG 明度：8.0～7.5 彩度：0～1.0
オーロラ 5BG 8.5/1 11	モエレ沼 6.5 7/2 色相：10GY～7.5BG 明度：5.5～4.0 彩度：2.0～4.0
ボプラ 5BG 8.5/1	三角山 6.5 8.5/1 色相：10GY～7.5BG 明度：5.5～4.0 彩度：1.0～3.0
蝦夷松 2.5BG 3.5/1 12	芸術の森 7.5G 3.5/1 色相：10GY～2.5BG 明度：4.0～3.0 彩度：1.0～3.0
	色相：5GY～7.5GY 明度：6.5～5.5 彩度：4.0～3.0
	色相：5GY～7.5GY 明度：5.5～4.5 彩度：2.0～3.0
	色相：5GY～7.5GY 明度：5.0～4.0 彩度：3.0～4.0
	色相：5GY～7.5GY 明度：5.5～4.5 彩度：0～3.0
	色相：5GY～7.5GY 明度：4.5～3.5 彩度：0～2.0
	色相：5GY～7.5GY 明度：4.5～3.5 彩度：0～2.0

乳白 ミルクースノー 10YR 8.5/1	雪灯 ゆきあかり 5YR 8.5/1	薄桜 2.5YR 8.5/1
白樺 2.5Y 8.5/1	百合が原 5YR 8/1	綿毛 10R 8/1
札幌玉葱 5Y 7.5/2	雪消水 ゆきとけみず 5YR 7.5/1	白茶 2.5YR 7.5/1
薄 5Y 7/3	ベージュ 10YR 7/2	カフェ・オーレ 7.5R 7/2
馬鈴薯 2.5Y 6/4	蝦夷栗 2.5YR 6/4	ミルク金時 10R 6/4
ピア茶 10YR 4.5/4	蛸貝色 2.5YR 4/5	ベチカ 7.5R 4/6
団栗 10YR 3.5/3	生ササ 10R 3.5/3	煉瓦 7.5R 3.5/4
		色相：5R～10YR 明度：5.0～3.5 彩度：3.0～6.0
		色相：5R～7.5R 明度：5.0～4.0 彩度：0～3.0
		色相：5R～2.5Y 明度：4.0～3.0 彩度：2.0～4.0
		色相：5R～10YR 明度：4.0～3.0 彩度：0～2.0
		色相：5R～7.5R 明度：4.0～3.0 彩度：2.0～3.0
		色相：5R～7.5R 明度：4.5～3.5 彩度：0～2.0

鈴蘭 7.5 8.5/1 13	路の臺 5GY 8.5/2
キャベツ 5GY 8.5/2 14	中の島 5GY 6.5/2
羊ヶ丘 5Y 8.5/2	
藻岩山 5GY 4.5/4	
熊笹 5GY 4/3	

雪花 10P 8.5/1 20	リラ霞 10RP 8/2
ライラック 5RP 7/2	
藤野 5RP 6.5/2 21	雁金草 5RP 5/2
小豆 7.5RP 3.5/3	
蝦夷紫 5RP 3/2	